障害児通所支援事業者　自主点検表（令和８年度版）

	該当	種　別	指定年月日
サービス種別 ※該当に〇を入れてください		児童発達支援	年　月　日
		放課後等デイサービス	年　月　日
		居宅訪問型児童発達支援	年　月　日
		保育所等訪問支援	年　月　日

事業所	事業所番号	
	名　　称	
	所　在　地	〒
	連　絡　先	（電　話）　　（ＦＡＸ） （メール）
	管　理　者	
	児童発達支援管理責任者	

事業者（法人）	名　　称	
	代　表　者 職名・氏名	
	所　在　地	※上記事業所と異なる場合に記入 〒

記入(担当)者 職名・氏名			
記入者連絡先	※上記事業所と異なる場合に記入	記入年月日	令和　　年　　月　　日

問い合わせ	川越市福祉部指導監査課　指導監査担当 【電　話】０４９（２２４）６２３７　【ＦＡＸ】０４９（２２５）３０３３ 【メール】shidokansa★city.kawagoe.lg.jp （@部分を「★」と表示しています。メールをする際は「★」を「@」に置き換えてください。）

自主点検表の作成について

適切なサービス（障害児通所支援）を提供するためには、事業者・事業所が自主的に事業所の体制（人員・設備・運営）やサービスについて、法令の基準や、国・県の通知等に適合しているか、その他の不適当な点がないか、常に確認し、必要な改善措置を講じ、サービスの向上に努めることが大切です。

そこで、市では、法令、関係通知及び国が示した指定障害児通所支援事業者等監査指針のうちの主眼事項・点検のポイント及び県の自主点検票を基に、当点検表を作成しました。

各事業者・事業所におかれましては、法令等の遵守とさらなるサービスの向上の取組に、この自主点検表を活用し、毎年度定期的な点検を実施してください。

【留意事項】

○ 任意に自主点検を行ったものは市に提出する必要はありませんが、次回の参考となるよう各事業所において保管してください。

○ 市の運営指導のために作成した場合は、この自主点検表と指定のあった他の提出書類を、市への提出分だけでなく事業所の控えの分も作成し、運営指導の際に指導事項を記録し、実施後５年間は保管するようにしてください。

○ 自主点検に当たっては、複数の職員で検討するなどし、漏れなく点検してください。

【記入上の注意点】

○ 自主点検表の点検の仕方は、「いる・いない（・該当なし）」のいずれかに○印を付けていただく形式です。

○ その他、事業所では行っていない項目については、「いる・いない」のところに斜線（／）を引いて「なし」と記入するなどしてください。

【点検表の見方】

○ 各項目は、原則として条例・省令・報酬告示の条文に沿った形式で作成しています。

○ 各項目に事業種別を略称で記載してありますので、該当する項目について記入してください。

○ 根拠法令については、条例、省令では前の方に規定されている条文が準用されています。それらは、引用されている該当条文のみ記載しています。

≪事業種別の略称≫

児発	… 児童発達支援	放デ	… 放課後等デイサービス
居訪	… 居宅訪問型児童発達支援	保訪	… 保育所等訪問支援
共通	… 全事業共通		

≪根拠法令の略称≫

略　称	名　　称
法	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
条例	川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第 35 号）
省令	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）
解釈通知	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日･障発 0330 第 12 号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知）
告示	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）
留意事項通知	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日　障発 0330 第 16 号）

◆　基本方針

項目	点検のポイント	点検	根拠
1 一般原則 共通	（1）個別支援計画に基づくサービス提供義務 　事業者は、保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき障害児に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的にサービスを提供していますか。	いる いない	条例第３条第１項 省令第３条第１項
	（2）障害児の人格尊重 　障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	いる いない	条例第３条第２項 省令第３条第２項
	（3）関係機関等との連携 　地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者総合支援法第５条第１項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる いない	条例第３条第３項 省令第３条第３項
	（4）虐待防止等の措置 　障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、担当者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 ＜解釈通知　第二の３(2)＞ ○　虐待の防止等の必要な体制の整備等については、虐待防止に関する担当者の設置、研修などを通じた従業者の人権意識の高揚、支援に関する知識や技術の向上のほかに、倫理綱領、行動規範等の作成、個々の障害児の状況に応じた通所支援計画の作成、また従業者が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制等をいうものです。	いる いない	条例第３条第４項 省令第３条第４項
	（5）事故防止等の措置 　障害児の安全を確保するため、事故の防止に関する措置を講ずるよう努めていますか。	いる いない	条例第３条第５項
	ア　利用児の出欠、所在確認		社会福祉施設等における利用者の安全確保の徹底について（平 29.7.18 埼玉県福祉部福祉監査課長通知） 障害児通所支援事業所における利用児童の所在不明について（平 31.3.13 埼玉県福祉部障害者支援課長通知）
	①　利用児の出欠・所在確認、所在不明の場合の対応について、具体的な手順を示すマニュアル等を作成していますか。	いる いない	
	②　利用児の出欠・所在確認を定時及び適時に行っていますか。 具体的な確認・記録方法を記入　*例：午前○時、昼食、散歩時に確認*	いる いない	
	③　送迎時の乗車確認・降車確認を行っていますか。 ※送迎ありの場合のみ	いる いない	

◆　基本方針

項目	点検のポイント	点検	根拠
1 一般原則 （続き） 共通	具体的な確認・記録方法を記入　*例：乗車名簿によりチェック、複数職員で確認*		
	④　送迎職員と施設職員の情報共有はできていますか。 ※送迎ありの場合のみ	いる いない	
	⑤　利用児の所在不明（欠席の連絡がないのに通所していない場合を含む。）が判明した場合の対応は決まっていますか。	いる いない	
	⑥　利用児の出欠・所在確認及び所在不明の情報を管理者に報告することになっていますか。	いる いない	
	イ　防犯に係る安全確保 防犯に係る安全対策として、利用児の安全を確保するための点検項目を定めていますか。	いる いない	社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（令7.10.17 埼玉県福祉部長通知）

点　検　項　目	確認
① 防犯体制を整備し職員全員に周知徹底しているか。	いる いない
② 来訪者の受付窓口を設置し、受付簿の記入、来訪者証の交付等を行っているか。	いる いない
③ 門扉や玄関の鍵締め、防犯カメラの設置など不審侵入者の予防対策を講じているか。	いる いない
④ 職員は身分証を首からかける等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。	いる いない
⑤ 万が一の場合の避難経路や避難場所及び家族関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）を定めているか。	いる いない
⑥ 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合言葉」を定めているか。	いる いない
⑦ 職員体制が手薄になりがちな夜間やイベント開催時などの安全対策に留意しているか。	いる いない
⑧ 金庫の暗証番号の変更等を適時行っているか。	いる いない
⑨ 送迎車など車両の盗難対策を講じているか。	いる いない
⑩ 警察の防犯講習会の活用等により防犯講習や防犯訓練を実施しているか。	いる いない
⑪ その他、施設の状況に応じた防犯対策を講じているか。 具体的に実施していることがあれば記入してください。	いる いない

◆　基本方針

項目	点検のポイント	点検	根拠
2 基本方針	（1）児童発達支援の基本方針　児発 　障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。）を行っていますか。	いる いない	条例第5条 省令第4条
	（2）放課後等デイサービスの基本方針　放デ 　障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行っていますか。	いる いない	条例第78条 省令第65条
	（3）居宅訪問型児童発達支援の基本方針　居訪 　障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行っていますか。	いる いない	条例第90条 省令第71条の7
	（4）保育所等訪問支援の基本方針　保訪 　障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行っていますか。	いる いない	条例第98条 省令第72条

※　事業所の基本方針又は特に注意していることなどを記載してください。　共通

◆　基本方針

項目	点検のポイント
3 利用児童の状況 共通	（1）利用児童数の推移 ア　児童発達支援・放課後等デイサービス〔 令和　　年　　月　時点　〕 記入月前月までの、各月の1日当たり平均利用児童数（人）を記入してください。 ※　多機能型の場合は児発・放デイ合算で記入してください。

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度利用児												
定　員												
本年度利用児												
定　員												

イ　居宅訪問型児童発達支援〔 令和　　年　　月　時点　〕

記入月前月までの、各月の実利用児童数（人）を記入してください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本年度利用児												

ウ　保育所等訪問支援〔 令和　　年　　月　時点　〕

記入月前月までの、各月の実利用児童数（人）を記入してください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
本年度利用児												

（2）利用児童（利用契約児童）の状況

記入月における初日時点の利用契約児童数（人）を記入してください。

※　下段（　）内は重症心身障害児の数を内数で記入してください。

〔令和　　年　　月　　日時点〕

	小学校就学前	小学校以上　20歳未満							合　計
		小学校	中学校	特別支援学校			その他		
				小学部	中学部	高等部	18歳以上20歳未満		
児童発達支援	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
放課後等デイ	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
居宅訪問児発	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
保育所等訪問	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）

<送迎の実施>　あり　→　〔送迎利用児童数　　人〕〔車両台数　　台〕
なし

◆　人員に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td>4
従業者の状況

共通</td><td>
記入月における<u>初日時点</u>の従業者等の人数を記入してください。　〔令和　　年　　月　　日時点〕
<table>
<tr><td></td><td colspan="2">管理者</td><td colspan="2">児童発達支援管理責任者</td><td colspan="2">児童指導員</td><td colspan="2">保育士</td><td colspan="2">障害福祉サービス経験者</td><td colspan="2">訪問支援員</td></tr>
<tr><td></td><td>専従</td><td>兼務</td><td>専従</td><td>兼務</td><td>専従</td><td>兼務</td><td>専従</td><td>兼務</td><td>専従</td><td>兼務</td><td>専従</td><td>兼務</td></tr>
<tr><td>常勤</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>非常勤</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">機能訓練担当職員</td><td colspan="2">医師</td><td colspan="2">看護職員</td><td colspan="2">その他</td></tr>
<tr><td></td><td>専従</td><td>兼務</td><td>専従</td><td>兼務</td><td>専従</td><td>兼務</td><td>専従</td><td>兼務</td></tr>
<tr><td>常勤</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>非常勤</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
＜用語の説明＞

・常勤　：労働契約において、事業者等が（就業規則等で）定める常勤従業者の勤務時間と同じ勤務時間の者。職名等（正社員、アルバイト等）を問わない。

①　常勤職員が母性健康管理措置又は育児・介護休業法に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは、育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認めます。

②　人員基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員の員数に換算することで、人員基準を満たすことを認めます。

③　②の場合において、常勤職員の割合を要件とする福祉専門職員配置等加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認めます。

・非常勤　：常勤の者の勤務時間に満たない者

・専従　：当該事業所のみに勤務する職員

・兼務　：専従でない職員（例：管理者と児童発達支援管理責任者の兼務、同じ法人の他事業所の従業者との兼務）

・常勤換算方法：「１週間の延べ勤務時間数」÷「常勤の１週間の勤務すべき時間数」

（小数点第２位以下切り捨て）

※　１週間の勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。

※　職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も１（常勤）と扱うことを認めます。

・「勤務延べ時間数」：勤務表上、指定通所支援の提供に従事する時間として明確に位置 付けられている時間又は当該指定通所支援の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とします。
</td><td></td><td></td></tr>
</table>

◆　人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
５ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける従業者の員数 児発 放デ	（１）必要人員数の確保 児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっていますか。 一　児童指導員、保育士 サービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる児童指導員等の合計数が、それぞれイ又はロに定める数以上 イ　障害児の数が１０までのもの　２以上 ロ　障害児の数が１０を超えるもの　２に、障害児の数が１０を超えて５又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上（例：11～15 人･･･3 人以上、16～20 人･･･4 人以上） 二　児童発達支援管理責任者　１以上 ＜解釈通知　第三の１(1)①、第五の１＞ ○　「提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる」とは、サービスの単位ごとに児童指導員又は保育士について、サービスの提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものです。 ○　提供時間を通じて専従する保育士の場合、その員数は１人となりますが、提供時間帯の２分の１ずつ専従する保育士の場合は、その員数としては、２人が必要となります。 また、「障害児の数」は、サービスの単位ごとの障害児の数をいうものであり、障害児の数は実利用者の数をいいます。	いる いない ☞　児童指導員等加配加算を市に届け出ている場合は、上記に加えて、常勤換算で１以上確保してください。	条例第６条、第 79 条 省令第５条第１項、第 66 条第１項
	（２）機能訓練担当職員の配置 （１）に掲げる従業者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員が置かれていますか。 （この場合において、機能訓練担当職員がサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができます。） ＜解釈通知　第三の１(1)③、第五の１＞ ○　機能訓練を行う場合には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理担当職員等の職員を置いてください。	いる いない	条例第６条、第 79 条 省令第５条第２項、第 66 条第２項
	（３）看護職員の配置 （１）に掲げる従業者のほか、医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）が置かれていますか。 （この場合において、看護職員がサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる場合には、当該看護職員の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができます。）	いる いない ☚「医療的ケア児」の基本報酬、医療連携体制加算又は看護職員加配加算により配置する看護職は除きます。	条例第６条、第 79 条 省令第５条第２項及び第３項、第 66 条第２項及び第３項

◆　人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
５ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける従業者の員数 （続き） 児発 放デ	【こども家庭庁長官が定める医療行為】 １．気管切開の管理 ２．鼻咽頭エアウェイの管理 ３．酸素療法 ４．ネブライザーの管理 ５．経管栄養（経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食堂瘻によるものに限る） ６．中心静脈カテーテルの管理 ７．皮下注射 ８．血糖測定 ９．継続的な透析 １０．導尿 １１．排便管理（消化管ストーマの管理又は摘便、洗腸若しくは浣腸（医療行為に該当しないものとして別に定める場合を除く）の実施に限る） １２．痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置 ＜解釈通知　第三の１(1)④、第五の１＞ ○　以下のように、障害児に必要な医療的ケアを提供できる体制を確保している場合には、看護職員を置かないことができます。 ア　医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 イ　当該事業所が登録喀痰吸引等事業者であって、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、介護福祉士が喀痰吸引等業務を行う場合 ウ　当該事業所が登録特定行為事業者であって、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、認定特定行為業務従事者が特定行為を行う場合		令和３年３月23日厚労告第89号
	（４）主として重症心身障害児を通わせる場合 （１）から（３）の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりになっていますか。 一　嘱託医　１以上 二　看護職員　１以上 三　児童指導員又は保育士　１以上 四　機能訓練担当職員　１以上 五　児童発達支援管理責任者　１以上 ＜解釈通知　第三の１(1)⑥、第五の１＞ ○　機能訓練担当職員については、機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができます。ただし、指定事業所に機能訓練担当職員は必ず置くべきものであり、機能訓練担当職員を置かないことができるのは、日常生活を営むのに必要な機能訓練を提供することに支障がない場合であること。	いる いない 該当なし	条例第６条、第79条 省令第５条第４項、第66条第３項
	（５）サービスの単位 サービスの単位は、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものとなっていますか。 ＜解釈通知　第三の１(1)⑦、第五の１＞ ○　サービスの単位とは、同時に、一体的に提供される支援をいいます。例えば、午前と午後で別の児童に対して支援を提供する場合は２単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。 ○　同一事業所で複数の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）が必要となります。	いる いない	条例第６条、第79条 省令第５条第５項、第66条第５項

◆　人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
５ 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける従業者の員数	（６）常勤の従業者数 （１）一の児童指導員又は保育士のうち、１人以上は、常勤となっていますか。 ＜解釈通知　第八の１⑵＞ ※多機能型の特例 利用定員の合計数が 20 人未満である多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者の員数は、各サービス事業所ごとに置くべき常勤の従業者の員数にかかわらず、１人以上とします。	いる いない	条例第６条、第 79 条、第 103 条 省令第５条第６項、第 66 条第６項、第 80 条
（続き） 児発 放デ	（７）児童指導員又は保育士の配置 （２）（３）の機能訓練担当職員又は看護職員の数を（１）の児童指導員、保育士に含める場合、半数以上は、児童指導員又は保育士となっていますか。 ☞　「半数以上」は、サービスの提供時間帯を通じて常に確保される必要があります。ただし、（１）で規定された人員基準を超えて配置されたものには、適用はありません。 （例）定員１０人・従業者４人配置の場合、児童指導員又は保育士は基準上の２人のうち１人で可	いる いない	条例第６条、第 79 条 省令第５条第７項、第 66 条第７項
	（８）－１　従たる事業所を設置する場合の特例（従たる事業所の設置） 主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置していますか。	いる いない	条例第９条、第 80 条 省令第８条、第 67 条
	（８）－２　従たる事業所を設置する場合の特例（従たる事業所の従業者） 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ１人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっていますか。 ＜解釈通知　第二の１⑴＞ ○　児童発達支援（児童発達支援センターで行う場合を除く。）又は放課後等デイサービスについては、次の①及び②の要件を満たす場合については、１又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを１の事業所として指定することができます。 ①　人員及び設備に関する要件 ア　「主たる事業所」及び「従たる事業所」の障害児の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が１人以上確保されていること。 イ　「従たる事業所」の利用定員が５人以上であること。 ウ　「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね３０分以内で移動可能な距離であって、児童発達支援管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。 ②　運営に関する要件 ア　利用申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等が一体的に行われること。 イ　従業者の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制にあること。 ウ　苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 エ　事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。 オ　人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。	いる いない 該当なし	
児発	（９）保育への従事 保育所等に入所等している児童と事業所に通所している障害児とを交流させるときは、障害児の支援に直接従事する従業者については、障害児の支援に支障がない場合に限り、保育所等の児童の保育に従事させていますか。	いる いない 該当なし	条例第６条 省令第５条第９項

◆　人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
６ 居宅訪問型児童発達支援における従業者の員数 居訪	（１）必要人員数の確保 　居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっていますか。 一　訪問支援員　事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 二　児童発達支援管理責任者　１以上	いる いない	条例第91条 省令第71条の8第1項
	（２）訪問支援員の要件 （１）に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に３年以上従事した者となっていますか。 ＜解釈通知　第六の１＞ ○　従業者の員数については、各地域における居宅訪問型児童発達支援の利用の状況や業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。 ○　サービスの提供に当たる従業者の要件は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員として配置された以後、直接支援の業務に３年以上従事した者とする。	いる いない	条例第91条 省令第71条の8第2項
７ 保育所等訪問支援における従業者の員数 保訪	（１）必要人員数の確保 　保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっていますか。 一　訪問支援員　事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 二　児童発達支援管理責任者　１以上 ＜解釈通知　第七の１＞ ○　従業者の員数については、各地域における保育所等訪問支援の利用の状況や業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。 ○　サービスの提供に当たる従業者の要件については、障害児支援に関する知識及び相当な経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者とする。	いる いない	条例第99条 省令第73条第1項

◆　人員に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td>８
児童発達支援管理責任者
共通</td><td>
現在配置している児童発達支援管理責任者について、市（療育支援課）に届け出ている内容を記入してください。
<table>
<tr><td rowspan="2">氏名</td><td colspan="2" rowspan="2">（ 常勤 ・ 非常勤 ）</td><td>就任日：　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>届出日：　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実務経験</td><td>業務期間</td><td colspan="2">①通算：　　年　　月間
②うち障害児・障害者・児童に対する支援経験：　　年　　月間</td></tr>
<tr><td>従事日数</td><td colspan="2">①通算：　　日
②うち障害児・障害者・児童に対する支援経験：　　日</td></tr>
<tr><td>業務内容</td><td colspan="2">職名（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">研修受講状況</td><td colspan="2">〇旧児童発達支援管理責任者研修</td><td>修了日：　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">〇児童発達支援管理責任者基礎研修</td><td>修了日：　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">〇児童発達支援管理責任者実践研修</td><td>修了日：　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">〇児童発達支援管理責任者更新研修</td><td>修了日：　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">〇相談支援従事者初任者研修（講義部分）</td><td>修了日：　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">※研修未受講者である場合
・配置された事由（　　）
・猶予措置終了日：　　年　　月　　日</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td rowspan="2">氏名</td><td colspan="2" rowspan="2">（ 常勤 ・ 非常勤 ）</td><td>就任日：　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>届出日：　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実務経験</td><td>業務期間</td><td colspan="2">①通算：　　年　　月間
②うち障害児・障害者・児童に対する支援経験：　　年　　月間</td></tr>
<tr><td>従事日数</td><td colspan="2">①通算：　　日
②うち障害児・障害者・児童に対する支援経験：　　日</td></tr>
<tr><td>業務内容</td><td colspan="2">職名（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">研修受講状況</td><td colspan="2">〇旧児童発達支援管理責任者研修</td><td>修了日：　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">〇児童発達支援管理責任者基礎研修</td><td>修了日：　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">〇児童発達支援管理責任者実践研修</td><td>修了日：　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">〇児童発達支援管理責任者更新研修</td><td>修了日：　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">〇相談支援従事者初任者研修（講義部分）</td><td>修了日：　　年　　月　　日</td></tr>
</table>
※　平成３０年度までに受講した従前の「児童発達支援管理責任者研修」は、「旧児童発達支援管理責任者研修」として修了日を記入してください。
</td><td></td><td></td></tr>
</table>

◆　人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
８ 児童発達支援管理責任者 （続き） 共通	（１）－１　児童発達支援管理責任者の配置　児発 放デ 児童発達支援管理責任者を１以上置いていますか。 そのうち、１人以上は、専任かつ常勤となっていますか。 ＜解釈通知　第三の１(1)⑧、第五の１＞ ○　従業者は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められません。 ○　児童発達支援管理責任者についても、通所支援計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等の重要な役割を担う者であり、これらの業務の客観性を担保する観点から、児童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う指導員等とは異なる者でなければなりません。	いる いない	条例第６条、第 79 条 省令第５条第８項、第 66 条第８項
	（１）－２　児童発達支援管理責任者の配置　居訪 保訪 児童発達支援管理責任者を１以上置いていますか。 そのうち１人以上は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっていますか。	いる いない	条例第 91 条、第 99 条 省令第 71 の８第３項、第 73 条第２項
	（２）児童発達支援管理責任者の要件　共通 児童発達支援管理責任者は、次の一及び二に定める要件を満たしていますか。 一　次の(一)～(三)のいずれかの業務の実務経験者であること （いずれも障害児・児童・障害者の支援経験３年以上が必須） (一) 次のイ及びロの期間を通算した期間が５年以上 イ　相談支援業務 次の事業・施設の従業者が、相談支援の業務に従事した期間 (1) 一般・特定・障害児相談支援事業、地域生活支援事業、身体・知的障害者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業 (2) 児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、身体・知的障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター (3) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター (4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター (5) 学校（大学を除く） (6) 病院・診療所（社会福祉主事任用資格者等に限る）　等 ロ　直接支援業務 次の事業・施設の従業者で、社会福祉主事任用資格者、保育士、児童指導員任用資格者等が、直接支援の業務に従事した期間 (1) 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床関係病室 (2) 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 (3) 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所 (4) 特例子会社、助成金受給事業所　(5) 学校（大学を除く）　等	いる いない	H24 厚労省告示第 230 号 告示第１号

◆　人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
８ 児童発達支援管理責任者 （続き） 共通	（二）次の期間を通算した期間が８年以上である者 〇　直接支援業務 上記(一)ロの事業・施設の従業者で、社会福祉主事任用資格者、保育士、児童指導員任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間 （三）上記(一)及び(二)の期間を通算した期間が３年以上、かつ、国家資格等※の資格者がその資格に係る業務に従事した期間が通算して５年以上である者 ※ 医師、保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、栄養士、精神保健福祉士　等		
	二　次のイ及びロの要件に該当する者であって、ロに定める児童発達支援管理責任者実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の５年度ごとの各年度の末日までに、児童発達支援管理責任者更新研修を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（ロに定める実践研修の修了日から５年を経過する日の属する年度の末日までの間は、更新研修修了者とみなす。） イ　児童発達支援管理責任者基礎研修（実務経験が２年以内である者又は実務経験者に対して行われる研修）を修了し、次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たすもの (1) 相談支援従業者初任者研修（講義部分）修了者 (2) 旧障害者ケアマネジメント研修修了者 ロ　次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たしている者で、児童発達支援管理責任者実践研修を修了したもの (1) 基礎研修修了以後、実践研修開始日前５年間に通算して２年以上、相談支援業務又は直接支援業務に従事した者 (2) 基礎研修受講開始日において実務経験者である者であって、基礎研修修了者となった日以後、実践研修開始日前５年間に通算して６月以上、指定基準第２７条第２項から第５項まで（準用する場合を含む。）に規定する業務に従事したもの (3) 平成３１年４月１日において、旧告示に規定する児童発達支援管理責任者研修を修了し、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったもの		告示第２号
	【実践研修の受講に必要な実務経験について】 （こども家庭庁支援局障害児支援課　令和５年６月30日付　事務連絡） 〇　以下のアからウのいずれも満たしている場合、例外的に、基礎研修終了以後、「６月以上」の期間で実践研修の受講が可能となる。 ア　基礎研修受講時に、児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験を満たしている。 イ　障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画の作成業務に従事する。 ウ　イの業務に従事することについて、市に届け出ている。		
	【更新研修未修了】　告示第５号 〇　期日までに更新研修修了者とならなかった実践研修修了者又は旧児童発達支援管理責任者研修修了者は、実践研修を改めて修了した日に実践研修修了者となったものとする。		

◆　人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
８ 児童発達支援管理責任者 （続き） 共通	【研修受講に係る経過措置】　告示第３号、第４号、第７号 ①旧児童発達支援管理責任者研修修了者 平成３１年３月３１日において旧要件を満たす者については、令和６年３月３１日までの間は児童発達支援管理責任者として現に従事しているものとみなす。 ②基礎研修修了者で実務要件を満たしている者 実務経験者が平成３１年４月１日以後令和４年３月３１日までに基礎研修修了者となった場合は、実践研修を修了していなくても、基礎研修修了日から３年を経過するまでの間は、当該実務経験者を児童発達支援管理責任者とみなす。 ③やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合 やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、当該事由が発生した日から１年間は、実務経験者であるものについては、研修要件を満たしているものとみなす。 これに加えて、当該者が以下のアからウの要件を満たす場合は、実践研修終了時までの間（最長で、当該事由が発生した日から２年間）、児童発達管理責任者とみなす。 ア　実務経験者である。 イ　当該事由が発生した時点で、既に基礎研修を受講済みである。 ウ　当該事由が発生する以前から、児童発達管理責任者以外の職員として、当該事業所に配置されている。 【配置時の取扱いの緩和等】　告示第６号 常勤の児童発達支援管理責任者が１名配置されている事業所 ○　基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可 ○　基礎研修修了者を２人目の児発管として配置可 ☞　やむを得ない事由を判断するのは、市（療育支援課）です。猶予措置を適用する際は、必ず市（療育支援課）に相談してください。		

◆　人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
９ 管理者 共通	専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 ※　管理上支障がない場合はこの限りではありません。 ＜解釈通知　第三の１(3)　、第五の１＞ 指定児童発達支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。 ① 当該指定児童発達支援事業所の従業者としての職務に従事する場合 ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定児童発達支援事業所の利用者への支援の提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合	いる いない	条例第８条、第80条、第92条、第100条 省令第７条、第67条、第71条の9、第74条
１０ 労働条件の明示等 共通	管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書を交付していますか。 ☞　労働契約において、法で求めているのは下記のような条件を書面で明示することとされています。 ①労働契約の期間 ②就業の場所・従事する業務の内容（それぞれの変更の範囲） ③始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇等 ④賃金 ⑤退職に関する事項（解雇の事由を含む） ⑥期間の定めのある契約を更新する場合の基準　など	いる いない	労働基準法第15条 労働基準法施行規則第５条
１１ 従業者等の秘密保持 共通	（１）従業者等の秘密保持の義務 従業者及び管理者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。 ＜解釈通知　第三の３(37)①、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞ ○　従業者及び管理者に、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密の保持を義務付けたもの	いない いる	条例第48条、第84条、第97条、第102条
	（２）従業者等であった者に対する秘密保持のための措置 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ＜解釈通知　第三の３(37)②、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞ ○　従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたもの ○　具体的には、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするもの ☞　在職中と併せて、退職後における秘密保持義務を誓約書などに明記することが必要となります。	いる いない	

◆　設備に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
１２ 設備	（１）－１　必要な設備等　児発 放デ 発達支援室、相談室及び便所並びにサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 ＜解釈通知　第三の２(1)、第五の２＞ ○　原則として一の建物につき、一の事業所とするが、障害児の利便のため、障害児に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該施設に出向いてサービスを提供する場合については、これらを事業所の一部（出張所）とみなして設備基準を適用するものである。 ☞　国の基準省令では、発達支援室以外は、設備及び備品等については具体的な規定はなく、市条例において、相談室及び便所を必置の設備として定めています。 ☞　多機能型事業所の場合は、サービスに支障を来さないように配慮しつつ、一体的に行う他の事業所設備を兼用することができるものです。	いる いない	条例第 10 条第 1 項、 第 81 条第 1 項 省令第 9 条第 1 項、 第 68 条第 1 項
	（１）－２ 必要な設備等　居訪 保訪 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 ＜解釈通知　第六の２、第七の２＞ ○　必要な設備等は次のとおり ①事務室（他事業と同一でも可、区画を明確に特定する） ②受付等のスペース（相談等の対応に適切なスペース） ③設備及び備品等（感染症予防に必要な設備等に配慮）	いる いない	条例第 93 条第 1 項、第 101 条 省令第 71 条の 10 第 1 項、第 75 条
	（２）発達支援室　児発 放デ 発達支援室は、障害児１人当たりの床面積を２．４７㎡以上とし、支援に必要な機械器具等を備えていますか。 ☞　発達支援室の面積要件は、市条例において定めているものです。 ☞　利用者の障害の特性や支援の内容等に応じて、適切なサービスが提供できるよう適当な広さや数を確保してください。	いる いない	条例第 10 条第 2 項、 第 81 条第 2 項
	（３）専用の設備等　共通 （１）に規定する設備及び備品等は、専らサービスの事業の用に供するものとなっていますか。 ※　障害児の支援に支障がない場合は、この限りではありません。 ＜サービスの提供に必要な備品＞	いる いない	条例第 10 条第 3 項、第 81 第 3 項、第 93 条第 2 項、第 101 条 省令第 9 条第 4 項、第 68 条第 3 項、第 71 条の 10 第 2 項、第 75 条

◆　運営に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td>１３
運営規程

共通</td><td>事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めていますか。

☞　運営規程に法令等で定める記載事項が定められているか、事業所の現況や運営実態、重要事項説明書や利用契約書、パンフレット等の記載と合っているか、点検してください。
☞　運営規程の記載事項を変更した場合は市（療育支援課）に届出が必要です。

<table>
<tr><th>運営規程に定めるべき重要事項</th><th>主な指摘のポイント</th></tr>
<tr><td>①　事業の目的及び運営の方針</td><td rowspan="13">②～⑥など
・事業所の実態、重要事項説明書等と合っているか（特に②③⑥など）。
③営業時間は事業所に職員を配置し、受入体制を整えている時間であって送迎時間は含まない。（平成 24 年厚労省Ｑ＆Ａの 103）
④利用定員は障害児数の上限であり、サービス単位があれば単位ごとに定員を定める。
⑤支援以外の、行事や日課等のサービスがあればその費用も記載する。
⑥通常の事業の実施地域は、客観的に区域が特定されているか。
⑪虐待の防止は、具体的措置が定められているか。
・担当者の設置
・苦情解決体制の整備
・虐待防止のための定期的な研修実施
・虐待防止委員会の設置など</td></tr>
<tr><td>②　従業者の職種、員数及び職務の内容</td></tr>
<tr><td>③　営業日及び営業時間</td></tr>
<tr><td>④　利用定員　※</td></tr>
<tr><td>⑤　サービスの内容並びに保護者から受領する費用の種類及びその額</td></tr>
<tr><td>⑥　通常の事業の実施地域</td></tr>
<tr><td>⑦　サービスの利用に当たっての留意事項</td></tr>
<tr><td>⑧　緊急時等における対応方法</td></tr>
<tr><td>⑨　非常災害対策　※</td></tr>
<tr><td>⑩　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類　※</td></tr>
<tr><td>⑪　虐待の防止のための措置に関する事項</td></tr>
<tr><td>⑫　その他運営に関する重要事項
（苦情解決体制、事故発生時の対応等）</td></tr>
</table>
※　居宅訪問型児童発達支援 及び 保育所訪問支援については、④⑨⑩は除く。

☞　従業者の員数、営業日・時間、利用者負担額の種類・額、通常の事業の実施地域などが、事業所の実態や重要事項説明書と合っているか、見比べてください。
☞　なお、従業者の員数は、人数を定めればよく、常勤・非常勤の内訳等は必ずしも要しません。また、員数は定数ではなく、「○名以上」、「川越市条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。」と定めることができます。
☞　通常の事業の実施地域については、地域外のサービス提供を妨げるものではありません。</td><td>いる
いない</td><td>条例第 38 条、第 84 条、第 96 条、第 102 条
省令第 37 条、第 71 条、第 71 条の 13、第 79 条</td></tr>
</table>

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
１４ 内容及び手続の説明及び同意 共通	（１）重要事項の説明 保護者がサービスの利用申込みを行ったときは、当該利用申込みを行った保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書、パンフレット等）を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていますか。 ＜解釈通知　第三の３⑵、第五の３⑶、第六の３⑷、第七の３⑴＞ ○　あらかじめ、利用申込者に対し、施設を選択するために必要な次の重要事項を懇切丁寧に説明し、サービス提供を受けることにつき、同意を得なければならない。 ・ 運営規程の概要　・ 従業者の勤務体制 ・ 事故発生時の対応　・ 苦情解決の体制等 ・第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等 ☞　利用者の同意は書面によって確認することが望ましいとされています。ついては、重要事項説明書は２部作成し、説明者の職氏名を記載し、利用申込者又は家族が説明を受け同意した旨の記名押印等を受け、１部は利用者に交付、１部は事業所で保管してください。 ☞　重要事項説明書の記名押印と、契約書の記名押印が一緒となっている例があります。重要事項説明書は、利用者がサービス内容等を理解して事業所を選択するために、利用申込の際に（契約前に）説明する書類で、利用契約書とは異なりますので、それぞれ記名押印が必要です。	いる いない	条例第13条、第84条、第97条、第102条 省令第12条第1項、第71条、第71条の14、第79条
	（２）利用契約 社会福祉法第７７条の規定（利用契約の成立時の書面の交付）に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしていますか。 ＜解釈通知　第三の３⑵、第五の３⑶、第六の３⑷、第七の３⑴＞ ○　利用申込者との間で契約が成立したときは、障害児の心身の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第７７条第１項の規定に基づき、 ①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ②当該事業の経営者が提供するサービスの内容 ③当該サービスの提供につき保護者が支払うべき額に関する事項 ④サービスの提供開始年月日 ⑤サービスに係る苦情を受け付けるための窓口 を記載した書面を交付すること。 ☞　利用契約書の契約当事者は事業所（管理者）ではなく事業者（法人・法人代表者）です。利用契約書には、法人代表者の職名・氏名を記載し、代表者印を押印してください。（※契約権限を内規・委任状等により委任している場合を除く） ☞　利用契約書は２部作成し、それぞれ事業者と利用者が記名押印し、１部を利用者に交付し、１部は事業所が保管してください。 ☞　契約日、契約の終期が空欄である、又は自動更新規定を設けていないため契約期間が終了してしまっている、などの指摘例があります。	いる いない	条例第13条第2項以下準用 省令第12条第2項以下準用

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
１５ 契約支給量の報告等 共通	（１）受給者証への必要事項の記載 　サービスを提供するときは、当該サービスの内容、通所支給決定保護者に提供することを契約したサービスの量（契約支給量）その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を保護者の通所受給者証に記載していますか。 ＜解釈通知　第三の３⑶　、第五の３⑶、第六の３⑷、第七の３⑴＞ ○　事業者は契約が成立した時は、受給者証に次の必要な事項を記載してください。 ・　事業者及び事業所の名称 ・　支援の内容 ・　契約支給量（月当たりの支援の提供量） ・　契約日　等 ☞　事業所は、契約の際、または契約支給量等を変更した場合は、サービス種類ごとに、サービス内容、契約支給量、契約日等を漏れなく受給者証に記載してください。 ☞　記載した後に受給者証のコピーを保管し、常に受給資格、記載内容を確認できるようにしておいてください。 →「19 受給資格の確認」を参照	いる いない	条例第 14 条第 1 項、第 84 条、第 97 条、第 102 条 省令第 13 条第 1 項、第 71 条、第 71 条の 14、第 79 条
	（２）契約支給量 　契約支給量の総量は、当該給付決定保護者の支給量を超えていませんか。	いない いる	条例第 14 条第 2 項以下準用 省令第 13 条第 2 項以下準用
	（３）市町村への報告 　サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告していますか。	いる いない	条例第 14 条第 3 項以下準用 省令第 13 条第 3 項以下準用
	（４）受給者証記載事項の変更時の取扱い 　受給者証記載事項に変更があった場合に、（１）から（３）に準じて取り扱っていますか。	いる いない	条例第 14 条第 4 項以下準用 省令第 13 条第 4 項以下準用
１６ 提供拒否の禁止 共通	正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。 ＜解釈通知　第三の３⑷、第五の３⑶、第六の３⑷、第七の３⑴＞ ○　提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは次のとおり ①　利用定員を超える利用申込みがあった場合 ②　入院治療の必要がある場合 ③　当該事業所の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切なサービスの提供が困難な場合　等 ○　支援の不十分さを伝え利用申込者から断らせる等、実質的に障害の程度等により提供を拒否する場合は、正当な理由に当たらないものである。	いない いる	条例第 15 条、第 84 条、第 97 条、第 102 条 省令第 14 条、第 71 条、第 71 条の 14、第 79 条
１７ 連絡調整に対する協力 共通	サービスの利用について市町村又は障害児相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力していますか。	いる いない	条例第 16 条、第 84 条、第 97 条、第 102 条 省令第 15 条、第 71 条、第 71 条の 14、第 79 条

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
１８ サービス提供困難時の対応 共通	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	いる いない	条例第17条、第84条、第97条、第102条 省令第16条、第71条、第71条の14、第79条
１９ 受給資格の確認 共通	サービスの提供を求められた場合は、保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、サービスの種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめていますか。	いる いない	条例第18条、第84条、第97条、第102条 省令第17条、第71条、第71条の14、第79条
２０ 障害児通所給付費等の支給の申請に係る援助 共通	（１）通所給付決定を受けていない者 通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	いる いない	条例第19条第1項、第84条、第97条、第102条 省令第18条第1項、第71条、第71条の14、第79条
	（２）利用継続のための援助 サービスに係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、申請勧奨等の必要な援助を行っていますか。	いる いない	条例第19条第2項以下準用 省令第18条第2項以下準用
２１ 心身の状況等の把握 共通	サービスの提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	いる いない	条例第20条、第84条、第97条、第102条 省令第19条、第71条、第71条の14、第79条
２２ 指定障害児通所支援事業者等との連携等 共通	（１）サービス提供時の関係機関等との連携 サービスの提供に当たっては、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる いない	条例第21条第1項、第84条、第97条、第102条 省令第20条第1項、第71条、第71条の14、第79条
	（２）サービス提供終了に伴う関係機関等との連携 サービスの提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	いる いない	条例第21条第2項以下準用 省令第20条第2項以下準用
２３ 身分を証する書類の携行 居訪 保訪	居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ＜解釈通知　第六の3(1)、第七の3(1)＞ ○　障害児等が安心してサービスの提供を受けられるよう、従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者等から求められたときは、これを提示する旨を指導しなければならないこと。 ○　この証書等には、事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。	いる いない	条例第94条、第102条 省令第71条の11、第79条

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
２４ サービスの提供の記録 共通	（１）サービス提供の記録 サービスを提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録していますか。 <解釈通知　第三の３(10)①、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)> ○　保護者及び事業者が、その時点でのサービスの利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的な内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならないこととしたものです。 ☞　利用者の出欠状況、勤務した職員、活動内容、連絡事項等の活動状況の概要を、「業務日誌」として営業日の都度、漏れなく記録に残してください。 ☞　連絡帳も記録の一つであり、手元に残らないのであれば、必要に応じてコピーを取るなどしてください。	いる いない	条例第 22 条第 1 項、第 84 条、第 97 条、第 102 条 省令第 21 条第 1 項、第 71 条、第 71 条の 14、第 79 条
	（２）サービス提供の確認 上記（１）の規定による記録に際しては、保護者からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。 <解釈通知　第三の３(10)②、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)> ○　サービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、保護者からの確認を得なければならないこととしたものです。 ☞　サービス提供実績記録表など（報酬請求の入力の際に照合する書類等）に、日々利用の都度、利用者自らが押印・サイン等の方法により利用確認をしてください。 ☞　併せて、出欠簿、タイムカード、支援記録簿、連絡帳などを活用し、利用確認ができるよう工夫してください。	いる いない	条例第 22 条第 2 項以下準用 省令第 21 条第 2 項以下準用
２５ 保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 共通	（１）利用者負担額以外の金銭の支払の範囲 サービスを提供する保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、保護者に支払を求めることが適当であるものに限られていますか。	いる いない	条例第 23 条第 1 項、第 84 条、第 97 条、第 102 条 省令第 22 条第 1 項、第 71 条、第 71 条の 14、第 79 条
	（２）金銭支払いに係る保護者への説明 金銭の支払いを求める際は、当該金銭の使途及び額並びに当該保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得ていますか。 ※　次の２６(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない	いる いない	条例第 23 条第 2 項以下準用 省令第 22 条第 2 項以下準用
２６ 利用者負担額等の受領	共通　（１）通所利用者負担額の受領 サービスを提供した際は、保護者から当該サービスに係る通所利用者負担額の支払を受けていますか。	いる いない	条例第 24 条第 1 項、第 83 条第 1 項、第 95 条第 1 項、第 102 条 省令第 23 条第 1 項、第 70 条第 1 項、第 71 条の 12 第 1 項、第 79 条
	児発　（２）－１　法定代理受領を行わない場合 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、保護者から、次に掲げる区分に応じ、定める額の支払いを受けていますか。	いる いない 該当なし	条例第 24 条第 2 項、第 83 条第 2 項、第 95 条第 2 項、第 102 条 省令第 23 条第 2 項、第 70 条第 2 項、第 71 条の 12 第 2 項、第 79 条

◆　運営に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td>２６
利用者負担額等の受領
（続き）</td><td>一　治療を行わない場合
当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
二　治療を行う場合
一に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 2 項第 1 号に規定する食事療養をいう。）を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>放デ　居訪
保訪</td><td>（２）－２ 法定代理受領を行わない場合
法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、保護者から、当該サービスに係る通所支援費用基準額の支払いを受けていますか。</td><td>いる
いない
該当なし</td><td></td></tr>
<tr><td>児発　放デ</td><td>（３）－１ その他受領が可能な費用
上記（１）、（２）の支払を受ける額のほか、提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を保護者から受けていますか。
一　食事の提供に要する費用（児童発達支援センターに限る。）
二　日用品費
三　サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、
日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの
＜利用者負担の費目と金額（「月〇〇円」等）を記入＞
<table>
<tr><th></th><th>費目</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>①</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>②</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>③</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>④</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>⑤</td><td></td><td></td></tr>
</table>
≪参照≫
「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」（H24. 3. 30 障発 0330 第 31 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
〇　給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要がある。
〇　「日常生活においても通常必要となるものに係る費用」（「その他の日常生活費」）の受領については、保護者等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならない。
〇　「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、運営規程で定められなければならない。また、見やすい場所に掲示されなければならない。
〇　「その他の日常生活費」の具体的な範囲は次のとおり
(1) 保護者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用
(2) 保護者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合の費用
〇「身の回り品として日常生活に必要なもの」について、事業者がすべての障害児に対して一律に提供し、その費用を画一的に徴収することは認められない。
〇「教養娯楽等として日常生活に必要なもの」について、全ての障害児に一律に提供される教養娯楽に係る費用（共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等）について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められない。</td><td>いる
いない
該当なし</td><td>条例第 24 条第 3 項、第 83 条第 3 項
省令第 23 条第 3 項、第 70 条第 3 項</td></tr>
<tr><td>居訪　保訪</td><td>（３）－２ その他受領が可能な費用
居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援事業者は、上記（１）、（２）の支払を受ける額のほか、保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を保護者から受けていますか。</td><td>いる
いない
該当なし</td><td>条例第 95 条第 3 項、第 102 条
省令第 71 条の 12 第 3 項、第 79 条</td></tr>
</table>

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
２６ 利用者負担額等の受領（続き）	共通 （４）領収証の交付 上記（１）から（３）の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対し交付していますか。	いる いない	条例第 24 条第 5 項、第 83 条第 4 項、第 95 条第 4 項、第 102 条 省令第 23 条第 5 項、第 70 条第 4 項、第 71 条の 12 第 4 項、第 79 条
	共通 （５）通所決定保護者の同意 上記(３)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、保護者の同意を得ていますか。	いる いない	条例第 24 条第 6 項、第 83 条第 5 項、第 95 条第 5 項、第 102 条 省令第 23 条第 6 項、第 70 条第 5 項、第 71 条の 12 第 5 項、第 79 条
２７ 利用者負担額に係る管理 共通	通所給付決定に係る障害児が同一の月に他の事業者等が提供する通所支援サービスも受けた場合において、当該障害児の保護者から依頼があったときは、当該サービス及び当該他の通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(通所利用者負担額合計額)を算定していますか。 この場合において、当該サービス及び当該他の通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該保護者及び当該他の通所支援を提供した事業者等に通知していますか。	いる いない	条例第 25 条、第 84 条、第 97 条、第 102 条 省令第 24 条、第 71 条、第 71 条の 14、第 79 条
２８ 障害児通所給付費の額に係る通知等 共通	（１）通所決定保護者への通知 法定代理受領により当該サービスに係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、保護者に対し、当該保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知していますか。 ☞ 通知は給付費の受領日以降に発出してください。 ☞ 通知には、通知日、サービス利用月（必要に応じて利用の内訳）、給付費の受領日・給付額などを記載します。	いる いない	条例第 26 条第 1 項、第 84 条、第 97 条、第 102 条 省令第 25 条第 1 項、第 71 条、第 71 条の 14、第 79 条
	（２）サービス提供証明書の交付 法定代理受領を行わないサービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に対して交付していますか。	いる いない 該当なし	条例第 26 条第 2 項以下準用 省令第 25 条第 2 項以下準用
２９ サービスの取扱方針 共通	（１）サービスの提供への配慮 事業者は、個別支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。	いる いない	条例第 27 条第 1 項、第 84 条、第 97 条、第 102 条 省令第 26 条第 1 項、第 71 条、第 71 条の 14、第 79 条
	（２）障害児等の意思の尊重への配慮 事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしていますか。	いる いない	条例第 27 条第 2 項以下準用 省令第 26 条第 2 項以下準用
	（３）サービス提供に当たっての説明 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていますか。	いる いない	条例第 27 条第 3 項以下準用 省令第 26 条第 3 項以下準用

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
２９ サービスの取扱方針 （続き） 共通	＜解釈通知　第三の3(15)③、第五の 3(3)、第六の 3(4)、第七の 3(1)＞ ○　支援上必要な事項とは、個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものです。また、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、個々の障害児の年齢等に応じて、児童発達支援管理責任者等が支援の提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえた支援の提供体制の確保に努めてください。		
児発　放デ 居訪	（４）サービス提供に当たっての総合的な支援 事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえたサービスの確保並びに（５）のサービスの質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、サービスの提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行っていますか。 ＜解釈通知　第三の 3(15)④、第五の 3(3)、第六の 3(4)＞ ○　事業者は、サービスの提供に当たっては、5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人間関係・社会性」）を含む総合的な支援内容としなければなりません。	いる いない	条例第 27 条第 4 項以下準用 省令第 26 条第 4 項以下準用
共通	（５）サービスの質の評価及び改善 事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 ＜解釈通知　第三の 3(15)⑤、第五の 3(3)、第六の 3(4)、第七の 3(1)＞ ○　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らねばなりません。	いる いない	条例第 27 条第 5 項以下準用 省令第 26 条第 5 項以下準用
児発　放デ	（６）－１　自己評価及び保護者評価の実施 児童発達支援及び放課後等デイサービス事業者は、上記（５）の規定により、その提供するサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図っていますか。 一　障害児や保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 二　従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 三　事業の用に供する設備及び備品の状況 四　関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 五　障害児や保護者に対する必要な情報の提供、助言・援助の実施状況 六　緊急時等における対応方法及び非常災害対策 七　サービス提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況	いる いない	条例第 27 条第 6 項、以下準用 省令第 26 条第 6 項、第 71 条

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
２９ サービスの取扱方針 （続き） 児発 放デ	＜解釈通知　第三の３(15)⑥、第五の３(3)＞ ○　サービスの質の評価及び改善を行うため、事業所が自ら評価を行うとともに、事業所を利用する障害児の保護者の評価を受けて、その改善を図らなければならないこととしたもの。 ○　当該評価及び改善を図るに当たっては、厚生労働省が定めるガイドラインを参考にすることが望ましい。 ≪参照≫ 「児童発達支援ガイドライン」（令和６年７月４日　こ支障第 168 号） 「放課後等デイサービスガイドライン」（令和６年７月４日　こ支障第 168 号）		
保訪	（６）－２ 自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価の実施 保育所等訪問支援事業者は、上記（５）により、その提供するサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、事業所の従業者による評価を受けた上で自ら評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者による評価及び訪問支援員が障害児に対してサービス提供を行うに当たって訪問する施設による評価を受けて、その改善を図っていますか。 一　利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 二　従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 三　事業の用に供する設備及び備品の状況 四　関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 五　利用する障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 六　緊急時等における対応方法及び非常災害対策 七　サービス提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況 ＜解釈通知　第三の３(15)⑥、第七の３(1)＞ ○　サービスの質の評価及び改善を行うため、事業者が当該事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価を行うとともに、事業者を利用する障害児の保護者による評価及び当該事業所の訪問支援員が保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととしたもの。 ○　当該評価及び改善を図るに当たっては、こども家庭庁が定めるガイドラインを参考にすることが望ましい。 ≪参照≫「保育所等訪問支援ガイドライン」（令和６年７月４日　こ支障第 168 号）	いる いない	

◆　運営に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td>２９
サービスの取扱方針（続き）

児発 放デ</td><td>（７）－１ 評価及び改善内容の公表
　児童発達支援及び放課後等デイサービス事業者は、おおむね１年に１回以上、自己評価及び保護者評価並びに上記（６）－１の改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表していますか。
≪自己評価等結果の状況≫</td><td>いる
いない</td><td>条例第 27 条第 7 項、以下準用
省令第 26 条第 7 項、第 71 条</td></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>前年度</th><th>本年度</th></tr>
<tr><td rowspan="3">取組時期</td><td>保護者評価</td><td>年　月　日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>職員による自己評価</td><td>年　月　日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>事業所全体による評価</td><td>年　月　日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公表結果</td><td>公表日</td><td>年　月　日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>公表の方法</td><td>□インターネット
□保護者向けお知らせ
□事業所内の掲示
□その他（　　）</td><td>□インターネット
□保護者向けお知らせ
□事業所内の掲示
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">市への報告</td><td>□あり（提出日：　　）
□なし（提出予定日：　　）</td><td>□あり（提出日：　　）
□なし（提出予定日：　　）</td></tr>
</table>
☆　自己評価結果等の公表について市に届出がされていない場合、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算が適用されます。
→「６４ 自己評価結果等未公表減算」参照</td><td></td><td>報酬告示 別表第１の１注３(3)、第３の１注５(3)</td></tr>
<tr><td>保訪</td><td>（７）－２ 評価及び改善内容の公表
　保育所等訪問支援事業者は、おおむね１年に１回以上、上記（６）－２の評価及び改善の内容を、保護者及び訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表していますか。
≪自己評価等結果の状況≫</td><td>いる
いない</td><td>条例第 102 条
省令第 79 条</td></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>前年度</th><th>本年度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">取組時期</td><td>保護者評価</td><td>年　月　日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>従業者による自己評価</td><td>年　月　日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>事業所全体による評価</td><td>年　月　日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>訪問先施設による評価</td><td>年　月　日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公表結果</td><td>公表日</td><td>年　月　日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>公表の方法</td><td>□インターネット
□保護者向けお知らせ
□事業所内の掲示
□その他（　　）</td><td>□インターネット
□保護者向けお知らせ
□事業所内の掲示
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">市への報告</td><td>□あり（提出日：　　）
□なし（提出予定日：　　）</td><td>□あり（提出日：　　）
□なし（提出予定日：　　）</td></tr>
</table>
☆　自己評価結果等の公表について市に届出がされていない場合、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算が適用されます。
→「６４ 自己評価結果等未公表減算」参照</td><td></td><td></td></tr>
</table>

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
２９ サービスの取扱方針（続き） 児発 放デ 居訪	（８）支援プログラムの策定と公表 事業所ごとに支援プログラム（５領域との関連性を明確にした支援の実施に関する計画）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表していますか。 ☆　支援プログラムの公表について市に届出がされていない場合、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算されます。公表が未実施の場合、未公表状態が解消されるまでの間、全利用者について減算が適用されます。 →「６５ 支援プログラム未公表減算」参照	いる いない	条例第27条の2、以下準用 省令第26条の2第1項、第71条
児発 放デ 保訪	（９）インクルージョンの推進 障害児がサービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）の推進に努めていますか。	いる いない	条例第27条の3、以下準用 省令第26条の3第1項、第71条
３０ 個別支援計画の作成等 共通	（１）個別支援計画の作成業務 管理者は、児童発達支援管理責任者に、個別支援計画（通所支援計画）の作成に関する業務を担当させていますか。 ＜解釈通知　第三の3(16)①、第五の3(3)、第六の3(4)、第七の3(1)＞ ○　個別支援計画には次の事項等を記載すること ・ 保護者及び障害児の生活に対する意向 ・ 障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期 ・ 生活全般の質を向上させるための課題 ・ ５領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達の具体的内容(行事や日課等も含む。) ※居訪は「インクルージョンの観点」、保訪は「５領域との関連性」を除く。 ・ サービスを提供する上での留意事項　等 ○　インクルージョンの観点を踏まえたサービスの具体的内容は、例えば、保育所等への移行支援等のインクルージョンの観点を踏まえた取組や、地域との交流の機会の確保等の支援におけるインクルージョンの視点等が考えられます。（居訪を除く。） ○　個別支援計画の様式は、「児童発達支援ガイドライン」を参考にしつつ、事業所毎に定めるもので差し支えありません。 ○　個別支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身共に健やかに育成されるよう、障害児相談支援事業者が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものです。 ○　「最善の利益が優先して考慮」されるとは、「障害児にとって最も善いことは何か」を考慮することをいいます。障害児の意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、障害児にとって最善とは言い難いと認められる場合には、障害児の意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものです。 ☞　計画書には上記以外にも、作成日・作成者(児童発達支援管理責任者)氏名を記載し、利用者には署名・押印等のほか、同意日も記載してもらってください。	いる いない	条例第28条第1項、第84条、第97条、第102条 省令第27条第1項、第71条、第71条の14、第79条

◆　運営に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td rowspan="5">３０
個別支援計画の作成等
（続き）

共通</td><td>（２）アセスメントの実施及び支援内容の検討
　児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討していますか。</td><td>いる
いない</td><td>条例第 28 条第 2 項以下準用
省令第 27 条第 2 項以下準用</td></tr>
<tr><td>（３）保護者等への面接
　児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、保護者及び障害児に面接していますか。
　この場合において、面接の趣旨を保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ていますか。</td><td>いる
いない</td><td>条例第 28 条第 3 項以下準用
省令第 27 条第 3 項以下準用</td></tr>
<tr><td>（４）児童発達支援管理責任者の役割
　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、保護者及び障害児の生活に対する意向、 障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、５領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえたサービスの具体的内容、 サービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成していますか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めていますか。
　※居訪は「インクルージョンの観点」、保訪は「５領域との関連性」を除く。
＜解釈通知　第三の３(16)②、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞
○　児童発達支援管理責任者は次の手順により支援を実施
①個別支援会議を開催し、計画原案について意見を求める
②計画を保護者及び障害児に説明し、文書により同意を得る
③個別支援計画を交付する
④モニタリング</td><td>いる
いない</td><td>条例第 28 条第 4 項以下準用
省令第 27 条第 4 項以下準用</td></tr>
<tr><td>（５）計画作成に係る会議
　児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対するサービスの提供に当たる担当者等（保訪は訪問先施設の担当者を含む）を招集して行う会議を開催し、計画の原案について意見を求めていますか。
＜個別支援計画作成に係る会議の内容＞
<table><tr><td>会議名</td><td></td></tr><tr><td>会議開催時期</td><td>・新規利用者の場合
（　　）
・その他の場合
（　　）</td></tr><tr><td>参加者</td><td>（職種等）</td></tr></table></td><td>いる
いない</td><td>条例第 28 条第 5 項以下準用
省令第 27 条第 5 項以下準用

☚　計画作成に係る会議は、ＩＣＴの活用（テレビ電話装置等の利用）が可能です。</td></tr>
</table>

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
３０ 個別支援計画の作成等 （続き） 共通	＜解釈通知 第三の３(16)②ア、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞ ○　会議の開催に当たっては、障害児の意見を尊重し、障害児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、当該障害児の年齢や発達の程度に応じて、障害児本人や保護者の意見を聴くことが求められる。そのため、例えば、会議の場に障害児と保護者を参加させることや、会議の開催前に担当者等が障害児や保護者に会うことなどが考えられる。なお、その際、年齢や発達の程度により意見を表明することが難しい障害児がいることを考慮し、言葉による表現だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが重要である。		
	（６）計画の説明・同意 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、保護者及び障害児に対し、当該個別支援計画について説明し、文書によりその同意を得ていますか。	いる いない	条例第 28 条第 6 項以下準用 省令第 27 条第 6 項以下準用
	（７）計画の交付 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を保護者及び当該保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付していますか。 ＜解釈通知　第三の３(16)②ウ、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞ ○　児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の内容も踏まえた障害児支援利用計画の作成その他支援を可能とする観点から、個別支援計画の交付先である障害児相談支援事業所が実施するサービス担当者会議に参加し、障害児に係る必要な情報を共有するよう努めること。	いる いない	条例第 28 条第 7 項以下準用 省令第 27 条第 7 項以下準用
	（８）計画の変更 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメント（モニタリング）を含む。）を行うとともに、少なくとも６月に１回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行っていますか。	いる いない	条例第 28 条第 8 項以下準用 省令第 27 条第 8 項以下準用
	（９）モニタリングの実施 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っていますか。 一　定期的に保護者及び障害児に面接すること 二　定期的にモニタリングの結果を記録すること	いる いない	条例第 28 条第 9 項以下準用 省令第 27 条第 9 項以下準用
	(10) 計画変更時の取扱い 個別支援計画の変更については、上記（２）から（７）までの規定（アセスメントから計画交付まで）に準じて行っていますか。 ☞ 運営指導で指導が多い事例 ・ 計画を作成していない。 ・ 文書による同意を得てない。 ・ 計画を利用者に交付していない。 ・ 計画を６月に１回以上、見直していない。 →　計画未作成減算の対象となります。 （「60(9) 個別支援計画未作成減算」参照）	いる いない	条例第 28 条第 10 項以下準用 省令第 27 条第 10 項以下準用

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
３１ 児童発達支援管理責任者の責務 共通	（１）児童発達支援管理責任者の責務 　児童発達支援管理責任者は、上記３０に規定する個別支援計画の作成業務のほか、次に掲げる業務を行っていますか。 一　次の３２に規定する相談及び援助を行うこと 二　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと	いる いない	条例第29条、第84条、第97条、第102条 省令第28条1項、第71条、第71条の14、第79条
	（２）障害児及び保護者の意思の尊重 　児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び保護者の意思をできる限り尊重するよう努めていますか。 ＜解釈通知 第三の3(17)②、第五の3(3)、第六の3(4)、第七の3(1)＞ ○　児童発達支援管理責任者は、従業者に対しても、障害児及び保護者の意思をできる限り尊重する観点から必要な助言・指導等を行うことが求められるものである。 ○　必要な助言・指導等を適切に行うため、都道府県が実施する児童発達支援管理責任者を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コース及び障害児支援コースを受講することが望ましい。	いる いない	条例第29条第2項、第84条、第97条、第102条 省令第28条2項、第71条、第71条の14、第79条
３２ 相談及び援助 共通	常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。 ＜解釈通知 第三の3(18)　、第五の3(3)、第六の3(4)、第七の3(1)＞ ○　常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることにより、積極的に障害児の生活の質の向上を図ることを趣旨とするもの。	いる いない	条例第30条、第84条、第97条、第102条 省令第29条、第71条、第71条の14、第79条
３３ 支援 共通	（１）心身の状況に応じた支援 　障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っていますか。 ＜解釈通知　第三の3(19)①、第五の3(3)、第六の3(4)、第七の3(1)＞ ○　サービスの提供に当たっては、個別支援計画に基づき、日常生活における基本的な習慣の確立や社会生活での適応性を目指し、さらに地域での生活を念頭において行うことが基本であり、障害児の心身の状況に応じて、適切な技術を持って支援を行うこと。 ○　支援の実施に当たっては、障害児の人格に十分配慮して実施するものとする。	いる いない	条例第31条第1項、第84条、第97条、第102条 省令第30条第1項、第71条、第71条の14、第79条
	（２）社会生活への適応性を高めるための支援 　障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っていますか。	いる いない	条例第31条第2項以下準用 省令第30条第2項以下準用
	（３）適性に応じた支援 　障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っていますか。	いる いない	条例第31条第3項以下準用 省令第30条第3項以下準用

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
３３ 支援 （続き） 共通	（４）従業者の体制 常時１人以上の従業者を支援に従事させていますか。 ＜解釈通知　第三の３(19)②、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞ ○　適切な支援を行うことができるように従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに、少なくとも常時１人以上の従業者を従事させることを規定したもの。	いる いない	条例第 31 条第 4 項以下準用 省令第 30 条第 4 項以下準用
	（５）従業者以外の者による支援の禁止 障害児に対して、保護者の負担により当該事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていませんか。	いない いる	条例第 31 条第 5 項以下準用 省令第 30 条第 5 項以下準用
３４ 社会生活上の便宜の供与等 共通	（１）レクリエーション行事の実施 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っていますか。 ＜解釈通知 第三の３(21)①、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞ ○　画一的な支援を行うのではなく、障害児の年齢や発達段階に応じた教養娯楽設備を備えるほか、スポーツ、文化的活動等のレクリエーション行事を行うこと。	いる いない	条例第 33 条第 1 項、第 84 条、第 97 条、第 102 条 省令第 32 条第 1 項、第 71 条、第 71 条の 14、第 79 条
	（２）家族との連携 常に障害児の家族との連携を図るよう努めていますか。 ＜解釈通知 第三の３(21)②、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞ ○　障害児の家族に対し、事業所の会報の送付、事業所が実施する行事への参加の呼びかけ等によって障害児と家族が交流できる機会等を確保するよう努めること。	いる いない	条例第 33 条第 2 項以下準用 省令第 32 条第 2 項以下準用
３５ 緊急時等の対応 共通	現にサービスの提供を行っているときに、障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 ☞　緊急時に備えて日頃からできることの例 ・障害児の既往症や発作の有無などを把握し、連絡方法　(医療機関・家族等) や対応方法を整理し、すぐに対応できるようにする ・救急車を呼んだ場合に情報提供などの対応ができるようにする ・携帯連絡先、連絡網を整理し、すぐに連絡がとれる体制を整える ・過去の事例などから緊急時の具体的な対応方法をあらかじめ想定し、従業者で話し合っておき、マニュアル等に整理しておく ・救急用品を整備する、応急手当について学ぶ　など	いる いない	条例第 35 条、第 84 条、第 97 条、第 102 条 省令第 34 条、第 71 条、第 71 条の 14、第 79 条
３６ 喀痰吸引等 共通	（１）登録特定行為事業者の登録 社会福祉士及び介護福祉士法第４８条の２及び３、同法施行規則第２６条の２及び３に基づき、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に登録していますか。 ☞　認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護職員等がたんの吸引等を行うものとして、登録特定行為事業者の登録の届出をした施設等で、当該業務を実施できます。 ☞　事業所の看護師のみがたんの吸引等を行う場合でも、事業者登録の届出は必要です。	いる いない 該当なし	社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 2, 3 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 26 条の 2, 3 平成 23 年社援発第 1111 号厚生労働省社会・援護局長通知

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
３６ 喀痰吸引等 （続き） 共通	**以下、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しない場合は、このページの（２）～（10）を飛ばして、次ページに進んでください。**		
	（２）認定特定行為業務従事者 　介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか。	いる いない	
	（３）登録特定行為事業者 　認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。 　業務開始年月日　　年　　月　　日	いる いない	
	（４）特定行為 　登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。 ＜登録している行為で該当するものに○をつけてください＞ （たん吸引）・口腔内　・鼻腔内　・気管カニューレ内 （経管栄養）・胃ろう又は腸ろう　・経鼻経管栄養	いる いない	
	（５）医師からの指示 　介護職員等が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けていますか。	いる いない	
	（６）実施計画書 　対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。	いる いない	
	（７）対象者等の同意 　対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員等がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。	いる いない	
	（８）結果報告 　実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。	いる いない	
	（９）安全委員会の開催 　たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。	いる いない	
	（10）業務方法書等の整備 　たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。	いる いない	

◆　運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
３７ 保護者に関する市町村への通知 共通	保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ＜解釈通知 第三の３(24)、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞ ○　市町村は不正手段等により給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給相当額の全部又は一部を徴収することができることに鑑み、事業者は、給付費の適正支給の観点から、遅滞なく市町村に意見を付して通知しなければならない。	いる いない	条例第36条、第84条、第97条、第102条 省令第35条、第71条、第71条の14、第79条
３８ 管理者の責務 共通	（１）一元的な管理 管理者は、従業者及び業務等の管理その他管理を、一元的に行っていますか。	いる いない	条例第37条第1項、第84条、第97、第102条 省令第36条第1項、第71条、第71条の14、第79条
	（２）指揮命令 管理者は、従業者に運営に関する指定基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	いる いない	条例第37条第2項以下準用 省令第36条第2項以下準用
３９ 勤務体制の確保等 共通	（１）勤務体制の確保 障害児に対し、適切なサービスを提供することができるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。 ＜解釈通知 第三の３(27)①、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞ ○　事業所ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。	いる いない	条例第39条第1項、第84条、第97条、第102条 省令第38条第1項、第71条、第71条の14、第79条
	（２）従業者によるサービス提供 事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 ※　障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。 ＜解釈通知　第三の３(27)②、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞ ○　原則として事業所の従業者によってサービスを提供するべきであるが、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。	いる いない	条例第39条第2項以下準用 省令第38条第2項以下準用

◆　運営に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td>３９
勤務体制の確保等

（続き）

共通</td><td>（３）研修機会の確保
従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。

＜前年度の研修内容＞
<table>
<tr><th>研修実施日</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>月　日</td><td></td></tr>
<tr><td>月　日</td><td></td></tr>
<tr><td>月　日</td><td></td></tr>
<tr><td>月　日</td><td></td></tr>
</table>
＜今年度の研修内容＞
<table>
<tr><th>研修実施日</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>月　日</td><td></td></tr>
<tr><td>月　日</td><td></td></tr>
<tr><td>月　日</td><td></td></tr>
<tr><td>月　日</td><td></td></tr>
</table>
＜解釈通知 第三の３(27)③、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞
○　研修機関が実施する研修や、事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。</td><td>いる
いない</td><td>条例第39条第３項以下準用
省令第38条第３項以下準用</td></tr>
<tr><td></td><td>（４）適切な職場環境の維持（ハラスメント対策）
事業者は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。

＜解釈通知　第三の３(27)④＞
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30 条の２第１項の規定に基づき、指定自立生活援助事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定児童発達支援事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。
ア 指定児童発達支援事業者が講ずべき措置の具体的内容
指定児童発達支援事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」といいます。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおり。
ａ 指定児童発達支援事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発
職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。
ｂ 相談（苦情を含みます。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。
イ 指定児童発達支援事業者が講じることが望ましい取組について
パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にしてください。</td><td>いる
いない</td><td>条例第39条第４項以下準用
省令第38条第４項以下準用</td></tr>
</table>

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
４０ 定員の遵守 児発 放デ	（１）利用定員 利用定員は１０人以上となっていますか。 ※　主として重症心身障害児を通わせる事業所にあっては、利用定員を５人以上とすることができます。 ※　多機能型事業所は、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての通所支援の事業を通じて１０人以上（主として重症心身障害児を通わせる事業所にあっては、５人以上）とすることができます。 ＜解釈通知　第三の３(1)　、第五の３(1)＞ ○　安定的かつ継続的な事業運営を確保するとともに、専門性の高いサービスを提供する観点から、利用定員の下限を定めることとしたものです。 ○　「利用定員」とは、１日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいいます。	いる いない	条例第12条、第82条 省令第11条、第69条
	（２）定員の遵守 利用定員及び発達支援室の定員を超えて、サービスの提供を行っていませんか。 ※ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでありません。 ＜解釈通知　第三の３(29)　、第五の３(3)＞ ○　障害児に対するサービスの提供に支障が生じることがないよう、原則として、事業所が定める利用定員を超えた障害児の受入を禁止するものです。 ○　次に該当する利用定員を超えた受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とすることとしたものです。 ①１日当たりの障害児の数 ・定員 50 人以下：定員×150/100 以下 ・定員 51 人以上：定員＋(定員－50)×125/100＋25 以下 ②過去３月間の障害児の数 ・定員 12 人以上：定員×開所日数×125/100 以下 ・定員 11 人以下：（定員＋３）×開所日数 以下 ☞　①②の基準を超えた利用は報酬減算（３０％減算）の対象となります。 →「61 定員超過利用減算」を参照	いない いる	条例第40条、第84条 省令第39条、第71条

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
４１ 非常災害対策 児発 放デ	（１）非常災害時の対策 消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知していますか。 ＜解釈通知　第三の３(30)、第五の３(3)＞ ①消火設備その他非常災害に際して必要な設備 消防法その他法令等に規定された設備 ☞ 消防署等に確認してください。 ②非常災害に関する具体的計画 消防法施行規則第３条に規定する消防計画（防火管理者が作成する消防計画又は準ずる計画）、風水害・地震等の災害に対処するための計画 ③関係機関への通報及び連絡体制 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえる体制作りをもとめることとしたもの	いる いない	条例第41条第1項、第84条 省令第40条第1項、第71条
	≪参照≫ 「障害者施設災害対応マニュアル」（R7.4改訂 埼玉県福祉部障害者支援課） 「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」（R3.5改訂 埼玉県福祉部社会福祉課）P13～P19参考１		
	ア　消防署への届出 利用者と従業者を合算した人数が３０人以上の場合、防火管理者を選任し、消防署に届出をしていますか。 防火管理者は消防計画を作成し、消防署に届出をしていますか。 届出年月日　　年　月　日 防火管理者職氏名 消防計画の届出　　年　月　日 ☞　異動等があった場合は、直ちに新たな有資格者を選任し、所轄消防署に届出をしてください。 ☞　消防計画に記載がある氏名等に変更があった場合は速やかに変更し、所轄消防署の指導により届出をしてください。	いる いない 該当なし いる いない 該当なし	消防法第８条第１項 【防火管理者】 消防法施行令第１条の２第３項第１号ロ別表第一(六)ハ 【消防計画】 消防法施行規則第３条第１項第１号
	イ　消防計画に準じた計画の作成 消防署への届出が不要な場合であっても、消防計画に準じた計画を作成していますか。 ・火災予防のための平素の各人の役割や責任の分担 ・火災の初期消火や通報の手順、避難誘導等の最適方法、手順、役割等の具体策 ・責任者は管理者となる。	いる いない	
	ウ　消防計画等の周知 消防計画等を職員に周知していますか。	いる いない	

◆　運営に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td>４１
非常災害対策
（続き）

児発

放デ</td><td>
エ　防災・消防用設備の配置

防災・消防用設備は必要な設備が配置されていますか。

また、カーテン、じゅうたん等は防炎性能を有するものとなっていますか。
<table>
<tr><th></th><th>施設・設備</th><th>設置義務</th><th>点検結果</th></tr>
<tr><td rowspan="4">防火設備</td><td>避難階段</td><td>有・無</td><td>有（　　ヵ所）・ 無</td></tr>
<tr><td>避難口</td><td>有・無</td><td>有（　　ヵ所）・ 無</td></tr>
<tr><td>居室・廊下・階段等の内装</td><td>有・無</td><td>適　・　不適</td></tr>
<tr><td>防火戸・防火シャッター</td><td>有・無</td><td>有（　　ヵ所）・ 無</td></tr>
<tr><td rowspan="12">消防用設備</td><td>屋内消火栓設備</td><td>有・無</td><td>有（　　ヵ所）・ 無</td></tr>
<tr><td>屋外消火栓設備</td><td>有・無</td><td>有（　　ヵ所）・ 無</td></tr>
<tr><td>スプリンクラー設備</td><td>有・無</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td>自動火災報知設備</td><td>有・無</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td>火災通報装置</td><td>有・無</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td>漏電火災警報機</td><td>有・無</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td>非常警報設備</td><td>有・無</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td>避難器具（すべり台・救助袋）</td><td>有・無</td><td>有（　　ヵ所）・ 無</td></tr>
<tr><td>誘導灯及び誘導標識</td><td>有・無</td><td>有（　　ヵ所）・ 無</td></tr>
<tr><td>防火用水</td><td>有・無</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td>非常電源設備（自家発電設備）</td><td>有・無</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td>消火器具</td><td>有・無</td><td>個</td></tr>
<tr><td colspan="2">カーテン等の防災性能</td><td>有</td><td>適　・　不適</td></tr>
</table>
☞ 消防法令を遵守し、必要な届出をしているか、設備が備えられているか、その他危険な箇所等が無いか点検してください。

☞ 消防署から指導があった事項は速やかに対応してください。
</td><td>いる
いない</td><td>消防法第８条の３第１項
消防法施行令第４条の３第１項</td></tr>
<tr><td></td><td>
オ　消防用設備等の点検

消防用設備等の点検を定期的に行っていますか。
<table>
<tr><td>点検年月日
（年２回実施）</td><td>①　　年　月　日
②　　年　月　日</td></tr>
<tr><td>直近の届出年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
</table>
☞ 専門業者の点検が年２回必要です。

☞ 消防用設備は、年１回（総合点検時）届出が必要です。

（届出の控えを保管してください）。

☞ 補修を要する箇所等は、速やかに補修をしてください。

☞ 誘導灯や誘導標識は、避難に際し必要な所に設けてください。
</td><td>いる
いない</td><td>消防法施行規則
第31条の６</td></tr>
<tr><td></td><td>
カ　連絡・避難体制の確保

職員間の非常時の際の連絡・避難体制は確保されていますか。
</td><td>いる
いない</td><td></td></tr>
</table>

◆　運営に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td>４１
非常災害対策
（続き）
児発
放デ</td><td>キ　非常災害、危険防止対策
水防法又は土砂災害防止法における要配慮者利用施設に該当している場合
①　避難確保訓練その他の必要な措置に関する計画を策定していますか。
②　避難確保計画を市へ報告していますか。
☞　要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものをいいます。
≪参照≫「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引」
（R3.5 改訂 埼玉県福祉部社会福祉課）
３ 非常災害対策計画に最低限盛り込む項目
(1) 施設の立地条件
(2) 災害に関する情報の入手方法
(3) 災害時の連絡先及び通信手段の確認
(4) 避難を開始する時期、判断基準
(5) 避難場所
(6) 避難経路
(7) 避難方法
(8) 災害時の人員体制、指揮系統
(9) 関係機関との連携体制
(10) 食糧及び防災資機材等の備蓄
☞　非常災害対策計画は、施設等の立地条件等に応じ、風水害（浸水等）、地震、土砂災害（がけ崩れ、地すべり等）に対応した計画を策定してください。
☞　洪水ハザードマップを確認し、必要に応じて浸水等風水害時の対応ができる体制を整備してください。
☞　「土砂災害警戒区域」「地すべり危険個所」等土砂災害が懸念される区域に当たっている場合は、連絡・避難体制について市と十分な調整を行ってください。</td><td>いる
いない</td><td>水防法第 15 条の 3

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 8 条の 2

社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引(R3.5 埼玉県社会福祉課)

川越市地域防災計画(R8.3 川越市防災会議)</td></tr>
<tr><td></td><td>（２）避難訓練等の実施
非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。
<table><tr><th></th><th>前年度</th><th>今年度</th></tr><tr><td>避難訓練</td><td>①　年　月　日
②　年　月　日
③</td><td>①　年　月　日
②　年　月　日
③</td></tr><tr><td>消火訓練</td><td>①　年　月　日
②　年　月　日
③</td><td>①　年　月　日
②　年　月　日
③</td></tr><tr><td>通報訓練</td><td>①　年　月　日
②</td><td>①　年　月　日
②</td></tr><tr><td>実施計画・実施報告の消防署届出</td><td>年　月　日</td><td>年　月　日</td></tr><tr><td>消防署立会</td><td>年　月　日</td><td>年　月　日</td></tr></table>＜消防法施行規則第 3 条第 10 項＞
○　令別表※に掲げる防火対象物の防火管理者は、消火訓練及び避難訓練を年２回以上実施しなければならない。
※消防法令別表に掲げる防火対象物（抜粋）
・障害児入所施設　・障害者支援施設
・児童発達支援、放課後等デイサービスを行う施設
・生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を行う施設</td><td>いる
いない</td><td>条例第 41 条第 2 項、第 84 条
省令第 4 条第 2 項、第 71 条

【避難訓練等】
消防法施行規則
第 3 条第 10 項、第 11 項</td></tr>
</table>

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
４１ 非常災害対策 （続き） 児発 放デ	☞　防火管理者を置く事業所は、消防計画の定めに従い、年２回以上の消火・避難訓練、定期的な通報訓練を実施してください。（義務） ☞　防火管理者を置かない事業所であっても、年２回以上の消火・避難訓練、定期的な通報訓練を実施してください。（励行） ☞　各訓練を実施した場合は、職員の反省事項、利用者の行動・様子などを含めた記録を作成し、次回以降の参考にしてください。 ☞　出来るだけ年１回は消防署の協力・指導を得るようにしてください。		
	（３）地域住民の参加 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 ＜解釈通知　第三の３(30)⑤、第五の３(3)＞ ○　日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。	いる いない	条例第41条第3項、第84条
	（４）物資の備蓄 障害児の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めていますか。 ≪参照≫「川越市地域防災計画」（R8.3 川越市防災会議） 第２編　震災対策編 第１章　第３節　第4.3　社会福祉施設入所者等に対する安全対策 （１）　災害対策を網羅した計画の策定 ⑥食料、防災資機材等の備蓄 施設管理者は、次に示す物資等を３日分程度備蓄しておく。 【備蓄物資】※ *備えている品目をチェック* ☐ 非常用食料（特別食を含む）　：　　日分 ☐ 飲料水　：　　日分 ☐ 常備薬　：　　日分 ☐ 介護用品（おむつ等）　：　　日分 ☐ 照明器具　： ☐ 非常用電源 ☐ 熱源　： ☐ 移送用具（担架・ストレッチャー等）　：	いる いない	条例第41条第4項、第84条 川越市地域防災計画（R8.3 川越市防災会議）

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
４２ 業務継続計画の策定等 共通	（１）業務継続計画の策定 　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といいます。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 ＜解釈通知　第三の３(28)①、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞ ○　感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定児童発達支援の提供を受けられるよう、指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といいます。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。 ○　業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 ○　感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。 ＜解釈通知　第三の３(28)②、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞ ○　業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。 ア　感染症に係る業務継続計画 ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ｂ　初動対応 ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） イ　災害に係る業務継続計画 ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ｃ　他施設及び地域との連携 ☞　業務継続計画が策定されていない場合に基本報酬を減算 →「60(16)業務継続計画未策定減算」参照	いる いない	条例第39条の2、第第84条、第97条、第102条 省令第38条の２ 第71条

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
４２ 業務継続計画の策定等（続き） 共通	（２）研修・訓練の実施 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 ＜解釈通知　第三の３(28)③、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞ ○　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。 ○　従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 ＜解釈通知　第三の３(28)④、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞ ○　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定児童発達支援事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとします。 ○　感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 ○　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。	いる いない	条例第３９条の２、第８４条、第９７条、第１０２条 省令第３８条の２ 第７１条
	（３）業務継続計画の見直し 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	いる いない	
４３ 安全計画の策定等 共通	（１）安全計画の策定等 ア　安全計画の策定 障害児の安全の確保を図るため、設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下、「安全計画」という。）を策定していますか。 安全計画策定年月日：　　年　　月　　日 ☞　安全計画の内容 ①施設・設備の安全点検について、②実践的な訓練や研修の実施 ③児童・保護者への共有、④再発防止の徹底（計画の変更） イ　従業者への安全計画の周知 従業者に対し、安全計画について周知していますか。 →「周知の具体的な方法を記載してください。	いる いない いる いない	条例第４１条の２、第８４条、第９７条、第１０２条 省令第４０条の２、第７１条、第７１条の１４、第７９条

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
４３ 安全計画の策定等 （続き） 共通	ウ　研修及び訓練の実施 安全計画に定める研修及び訓練を定期的に実施していますか。 エ　安全計画に基づく取組内容等の周知 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していますか。 → 周知の具体的な方法を記載してください。 オ　定期的な安全計画の見直し 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更をしていますか。 → 見直しの時期とその方法を具体的に記載してください。 見直しの時期： 方法： （２）自動車を運行する場合の所在の確認 障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運転するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認していますか。 →「いる」を回答した場合、具体的な確認・記録方法を記載してください。 ●乗車時の確認方法 例：・乗車時に障害児の顔を目視し、点呼等し、乗車を確認し、記録する。 ・乗車すべき障害児がいない場合や乗車しないはずの障害児がいる場合などは、速やかに出席管理責任者に連絡し、出席管理責任者は、保護者に速やかに連絡して確認する。 ●降車時の確認方法 例：・降車時に乗車名簿により障害児の数を数えている。 ・運転手は、車から離れる前に車内の先頭から最後まで歩き、座席下や物かげなども含め一列ずつ車内全体を確認し、確認業務を補助する従業者も同様に確認する。 ・降車の確認を複数従業員で行っている。	いる いない いる いない いる いない いる いない	条例第 41 条の 2、第 84 条、第 97 条、第 102 条 省令第 40 条の 2、第 71 条、第 71 条の 14、第 79 条

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
４３ 安全計画の策定等（続き） 児発　放デ	（３）送迎用車両への安全装置の設置等 ア　障害児の送迎を目的とした自動車の運行 障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席及びこれらより１つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行していますか。 →「いる」を回答した場合、該当する車両の台数を記載してください。 ・台数：　　台 イ　ブザー等見落としを防止する装置の備え及び所在確認 当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて（２）に定める所在の確認（降車の際に限る。）を行っていますか。 →「いる」を回答した場合、該当する装置の内容を具体的に記載してください。 ≪参照≫「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について」（R4.12.28 子発 1228 第１号及び障発 1228 第４号 厚労省子ども家庭局長及び社会・援護局障害保健福祉部長通知） 第３　留意事項 １　所在確認 所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、園外活動ほか園児等の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象となる。 ２　安全装置に係る義務付けの対象となる自動車 通園を目的とした自動車のうち、座席（※）が２列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となる。なお、座席が２列以下の自動車と同様に義務付けから除外される「その他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるもの」については、例えば、座席が３列あるものの、園児が確実に３列目以降を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて２列目までと３列目以降を隔絶することなどが考えられるが、安全装置が義務付けられる経緯・趣旨を鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。 （※）「座席」には、車椅子を使用する園児が当該車椅に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。 ３　装置すべき安全装置 「ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置」は、国土交通省が 12 月 20 日に策定・公表した「送迎用バスの置き去りを支援する安全装置のガイドライン」に適合すること。 ４　実効性の確保 改正省令の対象となる各施設の設置者が、本義務付けに違反した場合は、児童福祉法第４５条等の規定に抵触し、改善勧告等の対象になり得るものであり、改善が見られない場合は、同法第 46 条等の規定による事業停止命令及び同法第 61 条の４等の罰則の対象になりうること。	いる いない いる いない	条例第 41 条の 3、第 84 条 省令第 40 条の 3 第 1 項、第 71 条

◆　運営に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td rowspan="3">４４
衛生管理等

共通</td><td>（１）設備等の衛生管理
　障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていますか。</td><td>いる
いない</td><td>条例第 42 条第 1 項、第 84 条、第 97 条、第 102 条
省令第 41 条第 1 項、第 71 条</td></tr>
<tr><td>（２）感染症等の発生及びまん延防止等
　事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置（従業者へ周知等）を講じていますか。

＜解釈通知　第三の３(31)①、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞
○　感染症又は食中毒が発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと
○　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及び防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき適切な措置を講じること
○　空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること</td><td>いる
いない</td><td>条例第 42 条第 2 項、第 84 条、第 97 条、第 102 条
省令第 41 条第 2 項、第 71 条</td></tr>
<tr><td>（３）感染対策委員会の開催等
　事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的（おおむね３月に１回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。
<table><tr><td rowspan="4">委員会開催日</td><td>月　　日</td></tr><tr><td>月　　日</td></tr><tr><td>月　　日</td></tr><tr><td>月　　日</td></tr></table>
＜解釈通知　第三の３(31)②、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞
ア　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会
　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会は幅広い職種（例えば、施設長　（管理者）、事務長、医師、看護職員、児童指導員、栄養士又は 管理栄養士）により構成します。構成メンバーの責務及び役割分担 を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要です。
　感染対策委員会は、事業所の状況に応じ、おおむね３月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。
　感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行ってください。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守してください。
　なお、感染対策委員会は、運営委員会など事業所の他の委員会と独立して設置・運営することが必要ですが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。感染対策担当者は看護師であることが望ましいです。また、事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。</td><td>いる
いない</td><td>条例第 42 条第 2 項、第 84 条、第 97 条、第 102 条
省令第 41 条第 2 項、第 71 条</td></tr>
</table>

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
４４ 衛生管理等 （続き） 共通	（４）指針の整備 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 ＜解釈通知 第三の３(31)②、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞ イ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 事業所における「感染症及び食中毒の予防及び まん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。 平常時の対策としては、指定児童発達支援事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・ 排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日 常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染 拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定されます。また、発生時における指定児童発達支援事業所内の連絡体制や前記の関 係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。	いる いない	条例第42条第2項、第84条、第97条、第102条 省令第41条第2項、第71条
	（５）研修・訓練の実施 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（年２回以上）に実施していますか。また、新規採用時に感染対策研修を実施していますか。 研修実施日　月　日 月　日 新規採用時研修実施日　月　日 訓練実施日　月　日 月　日 ＜解釈通知 第三の３(31)②、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞ ウ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」 の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発する とともに、当該指定児童発達支援事業所における指針に基づいた衛 生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとします。職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定児童発達支援事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要です。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、指定児童発達支援事業所の指針が周知されるようにする必要があります。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 エ　感染症の予防及びまん延の防止のための訓練 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定児童発達支援事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとします。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。	いる いない	

◆　運営に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td>４４
衛生管理等
（続き）

共通</td><td>（６）従業者の健康診断
常時使用する従業者に対し、健康診断を実施していますか。

□　雇用時
□　定期健康診断（実施時期：　　）

＜労働安全衛生規則＞
○　常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、医師による健康診断を行わなければならない。（第４３条）
○　常時使用する労働者に対し、１年以内ごとに１回、定期に、医師による健康診断を行わなければならない。（第４４条第１項）</td><td>いる
いない</td><td>労働安全衛生法
第 66 条第 1 項
労働安全衛生規則第
43 条、第 44 条第 1
項</td></tr>
<tr><td>４５
協力医療
機関

児発　放デ

居訪</td><td>障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。
＜協力医療機関＞
<table><tr><td>名　称</td><td></td></tr><tr><td>所在地</td><td></td></tr><tr><td>協定書の有無</td><td>有　・　無</td></tr><tr><td>協定年月日</td><td>年　月　日 ～　年　月　日
（自動更新規程：　有・無）</td></tr><tr><td>診療科目</td><td></td></tr></table>＜解釈通知　第三の３(32)、第五の３(3)、第六の３(4)＞
○　事業所から近距離にあることが望ましいです。</td><td>いる
いない</td><td>条例第 43 条、第 84
条、第 97 条
省令第 42 条、第 77
条、第 71 条の 14</td></tr>
<tr><td>４６
掲示

共通</td><td>事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。

☞　利用者の特性や壁面のスペースがないなど、掲示が難しければ、入口に近い場所か相談室等に「閲覧用ファイル」と表示して運営規程・重要事項説明書・パンフレット等を備え付け、利用者の閲覧に供してください。</td><td>いる
いない</td><td>条例第 44 条、第 84
条、第 97 条、第 102
条
省令第 43 条、第 77
条、第 71 条の 14、
第 79 条</td></tr>
</table>

◆　運営に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td rowspan="3">４７
身体拘束等の禁止

共通</td><td>（１）身体的拘束等の禁止
　サービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていませんか。</td><td>いる
いない</td><td>条例第 45 条第 1 項、第 84 条、第 97 条、第 102 条
省令第 44 条第 1 項、第 77 条、第 71 条の 14、第 79 条</td></tr>
<tr><td>（２）身体的拘束等の記録
　やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。

＜解釈通知 第三の 3(34)　、第五の 3(3)、第六の 3(4)、第七の 3(1)＞
○　緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の３つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続を行った旨を記録しなければなりません。

☞　やむを得ず行う身体的拘束等、本人の行動制限については、組織として慎重に検討し、個別支援計画にも記載して本人・家族に十分説明し、同意を得て行うものとし、本人の態様や措置の内容を記録してください。

≪参照≫
「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
（R6.7 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室　こども家庭庁 支援局 障害児支援課）
（１）やむを得ず身体拘束を行う場合の３要件
　① 切迫性　　② 非代替性　　③ 一時性
（２）やむを得ず身体拘束を行うときの手続き
　① 組織による決定と個別支援計画への記載
　② 本人・家族への十分な説明
　③ 行政への相談・報告
　④ 必要な事項の記録
　⑤ 身体拘束廃止未実施減算</td><td>いる
いない</td><td>条例第 45 条第 2 項以下準用
省令第 44 条第 2 項以下準用</td></tr>
<tr><td>（３）身体的拘束適正化委員会の開催等
　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（少なくとも 1 年に 1 回）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。（テレビ電話装置等の活用が可能）
<table><tr><td>委員会開催日</td><td>月　　日</td></tr><tr><td>周知方法</td><td></td></tr></table></td><td>いる
いない</td><td>条例第 45 条第 3 項以下準用
省令第 44 条第 3 項</td></tr>
</table>

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
４７ 身体拘束等の禁止 （続き） 共通	＜解釈通知　第三の３(34)②、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。） 事業所に従事する幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、医師、看護職員、生活支援員、サービス管理責任者）により構成します。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要です。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家の活用に努めることとし、その方策として、精神科専門医等の活用が考えられます。また、施設単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、施設の規模に応じた対応を検討してください。 なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要ですが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含みます。）も差し支えありません。指定障害者支援施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。 身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定しています。なお、身体拘束適正化検討委員会における対応状況については、適切に記録の上、５年間保存してください。 ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。 イ　従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。 ウ　身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。なお、イにより報告された事例がない場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、障害児に対する支援の状況等を確認することが必要である。 エ　事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と廃止に向けた方策を検討すること。 オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 カ　廃止に向けた方策を講じた後に、その効果について検証すること。		
	（４）指針の整備 身体拘束等の適正化のための指針を整備していますか。 〇身体拘束等の適正化のための指針 次のような項目を盛り込んでください。 ア　事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ　身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ　身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ　事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ　身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ　障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	いる いない	条例第45条第３項 以下準用 省令第44条第３項

◆　運営に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td>４７
身体拘束等の禁止
（続き）

共通</td><td>（５）研修の実施
従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（年１回以上及び新規採用時）実施していますか。
<table><tr><td>研修実施日</td><td>年　　月　　日</td></tr><tr><td>新規採用時研修実施日</td><td>年　　月　　日</td></tr></table>〇従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定児童発達支援における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとします。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定障害者支援施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。
また、研修の実施内容について記録することが必要です。
なお、研修の実施に当たっては、施設内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えありません。
☞　未実施減算あり→「68 身体拘束廃止未実施減算」参照</td><td>いる
いない</td><td>条例第 45 条第 3 項以下準用
省令第 44 条第 3 項</td></tr>
<tr><td>４８
虐待等の禁止

共通</td><td>（１）虐待等の禁止
従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第２条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていませんか。
≪参照≫ 児童虐待の定義 「児童虐待の防止等に関する法律」第２条
①身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
②性的虐待：児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
③ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
④心理的虐待：児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</td><td>いる
いない</td><td>条例第 46 条、第 84 条、第 97 条、第 102 条
省令第 45 条、第 71 条、第 71 条の 14、第 79 条</td></tr>
</table>

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
４８ 虐待等の禁止 （続き） 共通	（２）虐待防止委員会の開催等 　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 委員会開催日：　　年　　月　　日 周知方法： ＜解釈通知　第三の３(35)①、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞㋑ 虐待防止委員会の役割は、 ・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） の３つがあります。 　虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めることとします。 　なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討してください。 虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問いませんが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要です。 　なお、虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要ですが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が 相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えありません。指定児童発達支援事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。 　具体的には、次のような対応を想定しています。なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、５年間保存してください。 ア　虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備してください。 イ　従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告してください。 ウ　虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析してください。 エ　事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討してください。 オ　労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析してください。 カ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底してください。 キ　再発防止策を講じた後に、その効果について検証してください。	いる いない	条例第 46 条、第 84 条、第 97 条、第 102 条 省令第 45 条、第 71 条、第 71 条の 14、第 79 条

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
４８ 虐待等の禁止 （続き） 共通	（３）指針の作成 虐待防止のための指針を作成していますか。 ＜解釈通知　第三の3(35)②、第五の3(3)、第六の3(4)、第七の3(1)＞ 事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましいです。 ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針	いる いない	
	（４）研修の実施 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年１回以上及び新規採用時）実施していますか。 研修実施日：　年　月　日 新規採用時研修実施日：　年　月　日 ＜解釈通知 第三の3(35)③、第五の3(3)、第六の3(4)、第七の3(1)＞ 従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、指定児童発達支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容について記録することが必要です。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えありません。	いる いない	条例第46条、第84条、第97条、第102条 省令第45条、第71条、第71条の14、第79条
	（５）虐待防止担当者の設置 虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 虐待防止担当者：（職・氏名） ＜解釈通知 第三の3(35)④、第五の3(3)、第六の3(4)、第七の3(1)＞ 虐待防止のための担当者については、児童発達支援管理責任者等を配置してください。 なお、当該担当者及び管理者については、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号）の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記２－４の３（３）の都道府県が行う研修を受講することが望ましいです。 ☞ 未実施減算あり。→「69 虐待防止措置未実施減算」参照	いる いない	

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
４９ 秘密保持等 （個人情報提供の同意） 共通	障害児入所施設等、障害福祉サービス事業者等、その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ていますか。 ＜解釈通知　第三の３(37)③、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞ ○　従業者が障害児の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の事業者と共有するためには、あらかじめ文書により同意を得る必要があることを規定したもの ○　この同意は、サービス提供開始時に保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りるものである ☞　個人情報保護方針等の説明にとどまらず、「個人情報提供同意書」等により書面で同意を得てください。 また、ホームページへの写真掲載等は、個別の同意が必要です。	いる いない	条例第 48 条、第 84 条、第 97 条、第 102 条 省令第 47 条第３項、第 77 条、第 71 条の 14、第 79 条
５０ 情報の提供等 児発 放デ	（１）情報の提供 サービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っていますか。	いる いない	条例第 49 条第１項、第 84 条 省令第 48 条第１項、第 77 条
	（２）虚偽又は誇大広告 事業者について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなってはいませんか。	いない いる	条例第 49 条第２項、第 84 条 省令第 48 条第２項、第 77 条
５１ 利益供与等の禁止 共通	（１）利益供与の禁止 障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又は家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいませんか。	いない いる	条例第 50 条第１項、第 84 条、第 97 条、第 102 条 省令第 49 条第１項、第 77 条、第 71 条の 14、第 79 条
	（２）利益収受の禁止 障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又は家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはいませんか。	いない いる	条例第 50 条第２項以下準用 省令第 49 条第２項以下準用

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
５２ 苦情解決 共通	（１）苦情解決のための措置 提供したサービスに関する障害児又は保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 苦情受付担当者 ／ 苦情解決責任者 ／ 第三者委員 ※　苦情解決体制を重要事項説明書等に記載してください。 ＜解釈通知 第三の３(39)①、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞ ○　「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所等における苦情を解決するための措置を講ずること ○　当該措置の概要については、保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい ≪参照≫ 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」　（平成 12 年 6 月 7 日付け障第 452 号ほか、厚生省通知） １　事業所に「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を置く。 （苦情解決責任者）施設長・理事長・管理者等 （苦情受付担当者）職員のうち適当な者 ２　苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を図るために「第三者委員」を設置する。 ☞　第三者委員は、苦情解決に第三者が加わることで、苦情が責任者に届かなかったり、密室化することを防ぐもので、事業者と第三者的な立場にあることが重要です。 ☞　指針では、第三者委員は苦情解決を円滑・円満に図ることができる者等（例：監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など）であり、複数が望ましいとされています。なお、明文の制限はありませんが、親族は避けてください。 ☞　重要事項説明書には、苦情等相談窓口として事業所の窓口（苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員）のほか、事業所以外の窓口として、次の内容を記載してください。 ①市町村の苦情相談等の窓口 利用者が支給決定を受けた市町村の障害福祉担当課等の名称・連絡先 ②埼玉県運営適正化委員会の窓口 〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4－2－65　彩の国すこやかプラザ１階 ・相談専用電話番号　048-822-1243 ・受付時間　　月曜～金曜日　9：00～12:00、13:00～16:00 （祝日・年末年始を除く）	いる いない	条例第 51 条第 1 項、第 84 条、第 97 条、第 102 条 省令第 50 条第 1 項、第 77 条、第 71 条の 14、第 79 条

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
５２ 苦情解決 （続き） 共通	（２）苦情受付の記録 　上記（１）の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 ＜解釈通知 第三の３(39)②、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞ ○　苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録することを義務付けたもの ○　事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきもの ☞　苦情の受付日、苦情のポイントや対応案、対応結果を記載できる様式を定めてください。	いる いない 該当なし	条例第51条第2項以下準用 省令第50条第2項以下準用
	（３）市長等が行う調査等への協力、改善 　提供したサービスに関し、法第２１条の５の２２第１項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市長等が行う調査に協力するとともに、市長等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いる いない 該当なし	条例第51条第3項以下準用 省令第50条第3項以下準用
	（４）改善内容の報告 　市長等からの求めがあった場合には、上記（３）の改善の内容を市長等に報告していますか。	いる いない 該当なし	条例第51条第4項以下準用 省令第50条第4項以下準用
	（５）運営適正化委員会が行う調査等への協力 　社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力していますか。	いる いない 該当なし	条例第51条第5項以下準用 省令第50条第5項以下準用
５３ 地域との 連携等 共通	運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 ＜解釈通知 第三の３(40)①、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞ ○　事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこと。	いる いない	条例第52条第1項、第84条、第97条、第102条 省令第51条第1項、第77条、第71条の14、第79条

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
５４ 事故発生時の対応 共通	（１）事故発生時の措置 障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ＜解釈通知　第三の３(41)　、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞ ○　障害児が安心してサービスの提供を受けられるよう、事業者はサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び障害児の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じてください。 ○　このほか、以下の点に留意してください。 ・　安全計画の策定等とあわせて、サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいこと また、事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと ・　事故が生じた際にはその原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」が示されているので、参考にしてください。 ≪参照≫「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」抜粋 （平成14年３月、福祉サービスにおける危機管理に関する検討会／厚生労働省） 第３　事故を未然に防ぐ諸方策に関する指針 ○福祉サービスの特性を踏まえた視点と具体的な対応 ・コミュニケーションの重要性 ・苦情解決への取組み ・リスクマネジメントの視点を入れた業務の見直しと取り組みの重要性 →　事故事例やヒヤリ・ハット事例の収集と分析 第４　事故が起こってしまったときの対応指針 ○利用者本人やご家族の気持ちを考え、相手の立場に立った発想が基本 ≪参照≫「障害児(者)施設・グループホーム等危機管理マニュアル」抜粋 （令和６年４月改訂版、埼玉県福祉部障害者支援課作成） 第１　はじめに ○　利用者の安心・安全のため、施設全体での問題への対処、防止に向けた危機管理体制の確立が重要である。 ○　施設等においては、このマニュアルを参考に、より具体的な対応マニュアルを作成し、事件・事故の未然防止に努めるとともに、万が一の危機発生時には適切に対応すること。 第２　未然防止（リスクマネジメント） ２　事故を未然に防ぐ基本的方策 （４）業務の見直し　【事故事例やヒヤリ・ハット事例の収集と分析】 第３　危機管理 ２　発生時の対応　（４）市及び関係機関への連絡 別表１　報告すべき事件・事故の範囲 （１）サービス提供による利用者等の事故等の発生 （２）感染症、食中毒、結核及び疥癬等の発生 （３）職員（従業者）の交通事故、法令違反及び不祥事、犯罪の発生等により利用者等や障害者入所施設等に損害を与えたもの （４）その他報告が必要と認められる事故の発生 ※利用者等の無断外出による行方不明者の発生や虐待の疑い等、利用者等の生命・身体に重大な結果を生じるおそれがあるもの。また、利用者間でのトラブルや家族とのトラブル等のうち収拾が難しいと考えられるもの。 （５）火災、震災、風水害等の災害	いる いない 該当なし	条例第53条第１項、第84条、第97条、第102条 省令第52条第１項、第77条、第71条の14、第79条

◆　運営に関する基準

<table>
<tr><th>項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td rowspan="3">５４
事故発生時の対応
（続き）

共通</td><td>（２）事故の記録
　上記（１）の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。

次のうち作成しているものにチェックをしてください。
□　事故報告書
□　ヒヤリ・ハット事例
□　事故対応（危機管理）マニュアル</td><td>いる
いない
該当なし</td><td>条例第 53 条第 2 項以下準用
省令第 52 条第 2 項以下準用</td></tr>
<tr><td>（３）損害賠償
　障害児に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。
＜解釈通知　第三の 3(41)、第五の 3(3)、第六の 3(4)、第七の 3(1)＞
○　サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければなりません。
○　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいです。</td><td>いる
いない
該当なし</td><td rowspan="2">条例第 53 条第 3 項以下準用
省令第 52 条第 3 項以下準用</td></tr>
<tr><td>損害賠償保険の加入
　賠償すべき事態において賠償を行うための損害賠償保険に加入していますか。

＜保険の概要を記入してください＞
<table><tr><td>賠償保険名</td><td></td></tr><tr><td>主な補償内容</td><td></td></tr><tr><td>加入期間</td><td></td></tr><tr><td>過去の賠償事例</td><td>有　・　無</td></tr></table></td><td>いる
いない</td></tr>
<tr><td>５５
会計の区分

共通</td><td>　事業所ごとに経理を区分するとともに、指定事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。
＜解釈通知　第三の 3(42)、第五の 3(3)、第六の 3(4)、第七の 3(1)＞
○　当該事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければなりません。</td><td>いる
いない</td><td>条例第 54 条、第 84 条、第 97 条、第 102 条
省令第 53 条、第 77 条、第 71 条の 14、第 79 条</td></tr>
</table>

◆　運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
５６ 記録の整備 共通	（１）記録の整備 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 ＜解釈通知 第三の３(43)、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞ ○　従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録は文書により整備しておく必要があります。	いる いない	条例第 55 第１項、第 84 条、第 97 条、第 102 条 省令第 54 条第１項、第 77 条、第 71 条の 14、第 79 条
	（２）記録の保存 障害児に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、当該サービスを提供した日から５年間保存していますか。 一　サービスの提供の記録（省令第 21 条第１項） 二　通所支援計画 三　利用者に関する市町村への通知に係る記録（省令第 35 条） 四　身体拘束等の記録（省令第 44 条第２項） 五　苦情の内容等の記録（省令第 50 条第２項） 六　事故の状況及び事故に際して採った処置の記録（省令第 52 条第２項） ＜解釈通知 第三の３(43)、第五の３(3)、第六の３(4)、第七の３(1)＞ ○　上記で規定する記録については、少なくとも５年以上保存しておかなければなりません。	いる いない	条例第 55 条第２項以下準用 省令第 54 条第２項以下準用
５７ 変更の届出等 共通	（１）指定事項の変更 指定に係る事項に変更があったとき、１０日以内にその旨を市長に届け出ていますか。 ＜届出先＞　療育支援課 ＜変更に係る指定事項＞ ①　事業所の名称及び所在地 ②　申請者の名称・主たる事務所所在地、代表者氏名・住所 ③　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。） ④　事業所の平面図 ⑤　事業所の管理者・児童発達支援管理責任者の氏名、経歴、住所 ⑥　運営規程 ⑦　障害児通所給付費の請求に関する事項 ⑧　事業を再開したとき ☞　指定申請書や各種届出の副本については、紛失又は散逸しないよう、整理し、保管しておいてください。	いる いない 該当なし	法第 21 条の５の 20
	（２）事業の廃止又は休止 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市長に届け出ていますか。	いる いない 該当なし	

◆　業務管理体制の整備

<table>
<tr><th>項目</th><th>自主点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td>５８
業務管理
体制の整備

共通</td><td>（１）業務管理体制の届出
事業所を設置する事業者ごとに、業務管理体制を整備し、法令遵守責任者等、業務管理体制の届出をしていますか。

（届出先）
・事業所が１の指定都市（中核市）の区域に所在する事業者…市
・事業所等が２都道府県以上にある事業者及び発達支援医療機関の設置者…厚生労働大臣
・上記以外の事業所…都道府県知事

<table>
<tr><th>事業所等の数</th><th>20 未満</th><th>20～99</th><th>100 以上</th></tr>
<tr><td rowspan="3">業務管理体制の内容</td><td>法令遵守責任者の選任</td><td>法令遵守責任者の選任</td><td>法令遵守責任者の選任</td></tr>
<tr><td></td><td>法令遵守規程の整備</td><td>法令遵守規程の整備</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>業務執行状況の監査方法</td></tr>
<tr><td rowspan="3">届出事項</td><td>法令遵守責任者の氏名</td><td>法令遵守責任者の氏名</td><td>法令遵守責任者の氏名</td></tr>
<tr><td></td><td>法令遵守規程の概要</td><td>法令遵守規程の概要</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>業務執行状況の監査方法</td></tr>
</table>

1　法令遵守責任者（法令遵守のための体制の責任者）

・　関係法令に精通した法務担当の責任者、もしくは代表者等

2　法令遵守規程

・　法令遵守のための組織、体制、具体的な活動内容（注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したマニュアル）

3　業務執行状況の監査方法

・　監査は内部監査・外部監査のいずれでもよく、監事・監査役等が法令に基づく法令遵守に係る監査を行っている場合は、それを当該監査とすることができます。

・　監査は年１回行うことが望ましく、実施しない年には事業所の点検結果の報告を求めるなどに努めてください。

☞　事業所等の数によって届出の内容が異なります。

事業所等の数は、指定事業所等の数を合算します。

☞　一事業所で複数指定を受けている場合はそれぞれを数えます。

【児童福祉法】

・障害児通所支援事業所、発達支援医療機関

・障害児入所施設　　・障害児相談支援事業所</td><td>いる
いない</td><td>法第 21 条の 5 の 26</td></tr>
<tr><td></td><td>（２）職員への周知
業務管理体制（法令等遵守）についての方針・規程等を定め、職員に周知していますか。</td><td>いる
いない</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>（３）法令等遵守の取組
法令等遵守の具体的な取組を行っていますか。</td><td>いる
いない</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>（４）評価・改善等の取組
法令等遵守に係る評価・改善等の取組を行っていますか。</td><td>いる
いない</td><td></td></tr>
</table>

◆　障害児通所給付費等の算定基準

≪参照≫
「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」
（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）　（注）令和 8 年 3 月 31 日こども家庭庁告示第 5 号改正現在
別表「障害児通所給付費等単位数表」

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
５９ 基本事項 共通	（１）費用の算定 サービスに要する費用の額は、「別表障害児通所給付費等単位表」により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額を算定していますか。	いる いない	告示一
	（２）費用の算定の経過措置　児発 （１）の規定にかかわらず、令和９年３月 31 日までの間、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所、旧指定医療型児童発達支援事業所、旧指定発達支援医療機関において、サービスに要する費用の額は、「別表２経過的障害児通所給付費等単位数表」により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単位（旧医療型及び旧医療機関は１０円）を乗じて得た額を算定していますか。	いる いない 該当なし	告示二
	（３）金額換算の際の端数処理 （１）、（２）により、サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定していますか。	いる いない	告示三
	（４）各サービスとの算定関係 障害児通所給付費について、同一日に複数の障害児通所支援や指定入所支援に係る報酬を算定していませんか。ただし、保育所等訪問支援については、他の障害児通所支援を同一日に算定することは可能ですが、保育所等訪問支援を同一日に複数回算定することはできません。また、同一時間帯に児童福祉法に基づく障害児通所支援と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等に係る報酬を算定できません。	いない いる	留意事項通知 第二の１(2)
６０ 障害児通所給付費 児発	（１）児童発達支援給付費 ア　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た児童発達支援の単位において、サービスを行った場合に、時間区分、障害児の就学の状況及び医療的ケア区分及び利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定していますか。 就学の状況（前年度の実績） ①延べ利用人数：　人 ②うち未就学児：　人 未就学児の割合（②／①）：　% ※体制届により報告した内容を記載してください。	いる いない	告示別表 第１の１ロ 第１の注２

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
６０ 障害児通所給付費 （続き） 児発	【こども家庭庁長官が定める施設基準】 ≪参照≫（平成24年厚生労働省告示第269号・2） ①　医療的ケア区分１から３に該当する障害児に対しサービスを行う場合 ア　主に未就学時に対しサービスを行う場合 次の⑴及び⑵に該当し、又は⑶に該当する場合であって、かつ、⑷に該当すること ⑴ 事業所に置くべき従業者及びその員数が基準を満たしていること。 ⑵ 障害児のうち小学校就学前のものの占める割合が100分の70以上であること。 ⑶ 主として重症心身障害児を通わせる事業所に置くべき従業者及びその員数が基準を満たしていること。 ⑷ 単位ごとに置くべき看護職員の員数が、おおむね次のａからｃを合計した数以上であること。 ａ　医療的ケア区分３を算定する障害児の数 ｂ　医療的ケア区分２を算定する障害児の数を２で除して得た数 ｃ　医療的ケア区分１を算定する障害児の数を３で除して得た数 イ　ア以外の障害児に対しサービスを行う場合 上記アの⑴及び⑷に該当すること ②　①以外の障害児に対しサービスを行う場合 ア　主に未就学時に対しサービスを行う場合 上記①のアの⑴及び⑵に該当し、又は⑶に該当すること。 イ　ア以外の障害児に対しサービスを行う場合 事業所に置くべき従業者及びその員数が基準を満たしていること。		
	イ　別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援の単位において、重症心身障害児にサービスを行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定していますか。 【こども家庭庁長官が定める施設基準】 ≪参照≫（平成24年厚生労働省告示第269号・2の2） ○　事業所に置くべき従業者及びその員数が基準を満たしていること。	いる いない	告示別表 第１の１ハ 第１の注２の２

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
６０ 障害児通所給付費 （続き） 放デ	（２）放課後等デイサービス給付費 ア　基本報酬の算定（**時間区分１及び２の場合**） 学校に就学している障害児（就学児）に対し、授業終了後又は休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た放課後等デイサービスの単位において、サービスを行った場合に、時間区分、就学時の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定していますか。	いる いない	告示別表 第３の１注1,注１の２
	イ　基本報酬の算定（**時間区分３の場合**） 就学児に対して、休業日に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た放課後等デイサービスの単位において、サービスを行った場合に限り、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定していますか。	いる いない	
	ウ　重症心身障害児に対しサービスを行う場合 就学児（重症心身障害児に限る。）に対し、授業終了後に、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た放課後等デイサービスの単位において、サービスを行った場合に限り、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定していますか。	いる いない	告示別表 第３の１注１の３
	【こども家庭庁長官が定める施設基準】 ≪参照≫（平成24年厚生労働省告示第269号・8） ア　医療的ケア区分１から３に該当する障害児に対しサービスを行う場合 次の⑴又は⑵のいずれか及び⑶に該当すること。 ⑴ 事業所に置くべき従業者及びその員数が基準を満たしていること。 ⑵ 主として重症心身障害児を通わせる事業所に置くべき従業者及びその員数が基準を満たしていること。 ⑶ 単位ごとに置くべき看護職員の員数が、おおむね次のａからｃを合計した数以上であること。 ａ　医療的ケア区分３を算定する障害児の数 ｂ　医療的ケア区分２を算定する障害児の数を２で除して得た数 ｃ　医療的ケア区分１を算定する障害児の数を３で除して得た数 イ　ア以外の障害児に対しサービスを行う場合 上記アの⑴又は⑵の基準を満たしていること。 ウ　主として重症心身障害児を通わせる事業所において重症心身障害児に対しサービスを行う場合 上記アの⑵の基準を満たしていること。		
居訪	（３）居宅訪問型児童発達支援給付費 居宅訪問型児童発達支援事業所において、サービスを行った場合に、所定単位数を算定していますか。	いる いない	告示別表 第４の１注１
保訪	（４）保育所等訪問支援給付費 保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、所定単位数を算定していますか。	いる いない	告示別表 第５の１注１
共通	（５）サービス提供時間について サービスの提供時間が３０分未満のものについては、個別支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために（居宅訪問型児童発達支援にあっては支援に慣れるために）サービスの提供時間を短時間にする必要がある等の理由で３０分未満のサービスの提供が必要であると市が認めた場合に限り、所定単位数を算定していますか。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の１注２の６ 第３の１注３ 第４の１注２ 第５の１注１の２

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
６０ 障害児通所給付費 （続き） 児発 放デ	（６）時間区分ごとの取扱いについて サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定していますか。	いる いない	告示別表 第１の１注２の５ 第３の１注２の４
	＜留意事項通知　第二の１(3)の２＞ ○　「サービス提供時間」とは、現にサービスの提供に要した時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間として、あらかじめ個別支援計画において定めた時間をいいます。 ○　現にサービスの提供に要した時間が個別支援計画において定めた時間より短い場合は、次により算定してください。 ㈠　事業所の都合により支援が短縮されたときは、現にサービスの提供に要した時間 ㈡　障害児や保護者の事情により支援が短縮されたときは、個別支援計画において定めた時間 ○　個別支援計画に位置付けられたサービス提供時間が、現にサービスの提供に要した時間と合致しないことが常態化している場合は、速やかに個別支援計画の見直しを行ってください。		
６１ 定員超過利用減算 児発 放デ	障害児の数が、次の①又は②のいずれかの定員超過利用に該当する場合、所定単位数にこども家庭庁長官が定める割合を乗じて算定（減算）していますか。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の１注３(1) 第３の１注４(1)
	【こども家庭庁長官が定める基準及び割合】 ≪参照≫（平成 24 年厚生労働省告示第 271 号） ○障害児の数の基準 ① 過去３月間の利用実績による減算の取扱い 過去３月間の障害児の数の平均値が、次のア又はイに定める場合に該当する場合、当該１月間について障害児全員分につき減算 ア　利用定員１１人以下 利用定員の数に３を加えた数を超える場合 イ　利用定員１２人以上 利用定員の数に 100 分の 125 を乗じた数を超える場合 ② １日当たりの利用実績による減算の取扱い １日の障害児の数が、次のア又はイに定める場合に該当する場合、当該１日について障害児全員につき減算 ア　利用定員５０人以下 利用定員の数に 100 分の 150 を乗じて得た数を超える場合 イ　利用定員５１人以上 利用定員の数に、当該利用定員から 50 を控除した数に 100 分の 125 を乗じて得た数に 25 を加えた数を超える場合 ○単位数に乗じる割合　　１００分の７０		

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
６２ 人員欠如減算 児発　放デ	従業者の員数が、次のアまたはイに該当する場合（配置すべき員数を下回っている場合）に、別にこども家庭庁長官が定める割合を所定単位数に乗じて得た数を減算していますか。 ア　サービス提供職員欠如減算 【こども家庭庁長官が定める基準及び割合】 ≪参照≫（平成 24 年厚生労働省告示第 271 号・1） 〇児童指導員又は保育士の員数を満たしていないこと。 ＜留意事項通知　第二の 1(6)＞ ①算定される単位数 ・減算が適用される月から３月未満　　１００分の７０ ・減算の適用から連続して３月目以降　　１００分の５０ ②減算の具体的取扱い ・人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算 ・人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算（翌月の末日において人員基準を満たしている場合を除く）		告示別表 第１の１注３(1) 第３の１注４(1) 第４の１注３(1) 第５の１注２(1)
共通	イ　児童発達支援管理責任者欠如減算 【こども家庭庁長官が定める基準及び割合】 ≪参照≫（平成 24 年厚生労働省告示第 271 号・1） 〇児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないこと。 ＜留意事項通知　第二の 1(6)＞ ①算定される単位数 ・減算が適用される月から５月未満　　１００分の７０ ・減算の適用から連続して５月目以降　　１００分の５０ ②減算の具体的取扱い ・翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算（翌月の末日において人員基準を満たしている場合を除く）		
６３ 個別支援計画未作成減算 共通	サービスの提供に当たって、個別支援計画が作成されていない場合に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて算定（減算）していますか。 （一）　個別支援計画が作成されていない期間が３月未満の場合 １００分の７０ （二）　個別支援計画が作成されていない期間が３月以上の場合 １００分の５０ ＜留意事項通知　第二の 1(7)＞ 〇　次のいずれかに該当する月から、当該状態が解消されるに至った月の前月まで、該当する障害児につき減算するものです。 （一）児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと （二）指定基準に規定する個別支援計画に係る一連の業務（計画作成・保護者等への説明・文書による同意・計画を交付）が適切に行われていないこと	いる いない 該当なし	告示別表 第１の１注３(2) 第３の１注４(2) 第４の１注３(2) 第５の１注２(1)

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
６４ 自己評価結果等未公表減算 児発 放デ 保訪	事業所において、提供するサービスの質の評価及び改善の内容（自己評価結果等）について、指定通所基準の規定に基づき公表したものとして市長に届け出ていない場合に、所定単位数の１００分の８５に相当する単位数を減算していますか。 →「29 サービスの取扱方針　(7)」参照 ※保育所等訪問支援は、令和７年４月１日から適用	いる いない 該当なし	告示別表 第１の１注３(3) 第３の１注４(3) 第５の１注２(4)
６５ 支援プログラム未公表減算 児発 放デ 居訪	事業所において、５領域を含む総合的な支援内容との関連性を明確にした児童発達支援プログラムを策定し、指定通所基準の規定に基づき公表したものとして市長に届け出ていない場合に、１００分の８５を所定単位数に乗じて得た数を算定していますか。 →「29 サービスの取扱方針　(8)」参照 ※令和７年４月１日から適用	いる いない 該当なし	告示別表 第１の１注３(4) 第３の１注４(4) 第４の１注３(3)
６６ 同一日に複数支援した場合の減算 保訪	保育所等訪問支援事業所において、同一日に同一場所で複数の障害児にサービスを提供した場合に、１００分の９３を所定単位数に乗じて得た数を算定していますか。	いる いない 該当なし	告示別表 第５の１注２(2)
６７ 開所時間減算 児発 放デ	営業時間が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定していますか。 ※放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所以外）の場合は、休業日にサービスを行う場合に限る。 【こども家庭庁長官が定める基準及び割合】 ≪参照≫（平成 24 年厚生労働省告示第 271 号・1、3） ①営業時間が４時間以上６時間未満の場合（放課後等デイサービスにおける授業終了後に行う場合を除く）１００分の８５ ②営業時間が４時間未満の場合（放課後等デイサービスにおける授業終了後に行う場合を除く）１００分の７０ ＜留意事項通知　第二の 2(1)①(六)、③（四）＞ ○「営業時間」には送迎のみを実施する時間は含まれません。 ○　個々の障害児の実利用時間は問わないものです。例えば、６時間以上開所しているが障害児の事情等によりサービス提供時間が６時間未満となった場合は、減算の対象となりません。また、５時間以上開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が４時間未満となった場合は、４時間以上６時間未満の場合の割合を乗じてください。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の１注４ 第３の１注５

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
６８ 身体拘束廃止未実施減算 共通	身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合は、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ＜留意事項通知　第二の１(9)③＞ ○　当該減算については、次の①～④までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。 なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。 ①身体拘束等に係る記録が行われていない場合 （身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の３つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない点に留意すること。） ②身体拘束適正化検討員会を定期的に開催（１年に１回以上）していない場合 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合 ④身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施（１年に１回以上）していない場合	いる いない 該当なし	告示別表 第１の１注５ 第３の１注６ 第４の１注５ 第５の１注４
６９ 虐待防止措置未実施減算 共通	虐待の発生またはその再発を防止するため、指定通所基準の規定に基づき求められる必要な措置を講じていない場合は、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ＜留意事項通知　第二の１(10)③＞ ○　当該減算については、次の①～③までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。 なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。 ①虐待防止委員会を定期的に開催（１年に１回以上）していない場合 ②虐待の防止のための研修を定期的に実施（１年に１回以上）していない場合 ③虐待防止措置を適切に実施するための担当者を配置していない場合	いる いない 該当なし	告示別表 第１の１注５の２ 第３の１注６の２ 第４の１注６ 第５の１注５
７０ 業務継続計画未策定減算 共通	業務継続計画を作成していない場合に、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ＜留意事項通知　第二の１(12)③＞ ○　当該減算については、指定通所基準等の規定基づき求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じていない場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について、所定単位数から減算することとする。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の１注６ 第３の１注６の３ 第４の１注７ 第５の１注６

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
７１ 情報公表未報告減算 共通	法第３３条の１８第１項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の１００分の５に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 ＜留意事項通知　第二の 1(11)③＞ ○　当該減算については、児童福祉法第３３条の１８の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について、所定単位数から減算することとする。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の１注６の２ 第３の１注６の４ 第４の１注８ 第５の１注７
７２ 中核機能強化事業所加算 児発 放デ	別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所（児童発達支援センターを除く）が、サービスを行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、１日につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準】（平 24 年厚生労働省告示第 270・1 号の 2） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 次に掲げる基準に従い、サービスが行われていること。 ㈠ 事業所（児童発達支援センターを除く。）の所在する市町村により、中核的な役割を果たす事業所として位置づけられていること。 ㈡ 市町村と定期的に情報共有の機会を設けること、地域における協議会に参画することその他の取組により、市町村及び地域の関係機関との日常的な連携体制を確保していること。 ㈢ 専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保するとともに、地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携、インクルージョンの推進、地域の多様な障害児及び家族に対する早期の相談支援その他の障害児に対する地域における中核的な役割を果たす機能を有すること。 ㈣ 地域の障害児に対する支援体制の状況及び㈡及び㈢に規定する体制の確保に関する取組の実施状況を１年に１回以上公表していること。 ㈤ おおむね１年に１回以上、自己評価の項目について、外部の者による評価を受けていること。 ロ 児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、主としてイの㈡及び㈢に規定する体制の確保等に関する取組を実施する者として、中核機能強化職員を常勤かつ専任で１以上配置していること。 ＜留意事項通知　第二の 2(1)③、第二の 2(3)①の 2＞ ○　体制の確保等を行う中核機能強化職員として、基準上必要とされる員数に加え、専門人材を常勤専任で１以上配置し、基準に定める取組を行っていること。 ○　中核機能強化職員として配置する専門人材は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、保育士、児童指導員又は心理担当職員であって、資格取得後、障害児通所支援、障害児入所支援又は、障害児相談支援の業務に従事した期間が通算して５年以上のものとすること。 ○　中核機能強化職員については、支援を提供する時間帯は事業所で支援に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で、地域支援に当たることができること。ただし、保育所等訪問支援の訪問支援員との兼務はできないこと。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の１注７の２ 第３の１注６の５

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
７３ 児童指導員等加配加算 児発 放デ	常時見守りが必要な障害児への支援や、障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、給付費の算定に必要となる従業者の員数（専門的支援体制加算を算定している場合は、専門的支援体制加算の算定に必要となる員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくはこども家庭庁長官が別に定める基準に適合する者（以下 73 において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者を１以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、１日につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の１注８ 第３の１注７

【こども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員】
≪参照≫（平 24 厚労告 270・1 の 3）

次のいずれかに該当する者

①心理担当職員

②国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者。

③強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者

＜留意事項通知　第二の 2(1)④、第二の 2(3)①の 2＞

○　児童指導員等を加配している場合については、当該児童指導員等の児童福祉事業に従事した経験年数（５年以上、５年未満）、配置形態（常勤専従、それ以外）、利用定員の区分に応じ算定すること。

○　児童指導員等とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者をいう。

○　児童福祉事業に従事した経験年数については、幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導の教育に従事した経験も含まれる。また、経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものであること。

○　多機能型事業所によって行われる児童発達支援と放課後等デイサービスにおいて、例えば児童発達支援の保育士と放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

○　児童指導員等とその他の従業者といった異なる職種の配置により常勤換算で１名以上とすることも可能とする。

○　算定する報酬区分が異なる場合は、低い報酬区分を算定する。
・児童指導員とその他の従業者により常勤換算で１名以上とする場合、経験年数５年以上の児童指導員等とその他の従業者により常勤換算で１名以上とする場合→その他の従業者の報酬を算定
・経験年数５年以上の児童指導員等と経験年数５年未満の児童指導員等により常勤換算で１名以上とする場合⇒経験年数５年未満の児童指導員等の報酬を算定

○　算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援に当たることを基本とする。

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
７４ 専門的支援体制加算 児発 放デ	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として５年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として５年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（理学療法士等）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、障害児通所給付費の算定に必要となる従業者の員数（児童指導員等加配加算を算定している場合は、児童指導員等加配加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を１以上配置しているものとして市長に届け出た事業所においてサービスを行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算していますか。	いる いない 該当なし	報酬告示 第１の１注９ 第３の１注８

【こども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員】
≪参照≫（平 24 厚労告 270・1 の 4）
次のいずれかに該当する者
①心理担当職員
②国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修したもの又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者。

＜留意事項通知　第二の 2(1)④の 2、第二の 2(3)③＞
○　理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として５年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として５年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員を言う。
・保育士及び児童指導員としての経験年数については、保育士又は児童指導員としての資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した経験が必要なる点に留意すること。
・児童福祉事業に従事した経験には、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した経験は含まれない点に留意すること。
○　多機能型事業所によって行われる児童発達支援と放課後等デイサービスの場合において、例えば児童発達支援の保育士と放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤換算要件を満たすこととなる。
○　個別支援計画を作成していない場合、当該作成していない障害児については算定できないこととする。

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
７５ 看護職員加配加算 児発 放デ	別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして、市長に届け出た主として重症心身障害児を通わせる事業所において、サービスを行った場合に、看護職員加配加算として、１日につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。 ※加算（Ⅰ）・（Ⅱ）の両方は算定できません。 ※主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所においては加算できません。	（Ⅰ） （Ⅱ） いない 該当なし	告示別表 第１の１注 10 第３の１注９

【こども家庭庁長官が定める施設基準】

≪参照≫（平成 24 年厚生労働省告示第 269 号・3、9）

イ　看護職員加配加算（Ⅰ）

次の⑴及び⑵のいずれにも適合すること。

⑴主に重度心身障害児を通わせる事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を１以上配置（常勤換算による配置）し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が４０点以上であること。

⑵スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児に対してサービスを提供することができる旨を公表していること。

ロ　看護職員加配加算（Ⅱ）

次の⑴及び⑵のいずれにも適合すること。

⑴主に重度心身障害児を通わせる事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員２以上配置（常勤換算による配置）し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が７２点以上であること。

⑵スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児に対してサービスを提供することができる旨を公表していること。

＜留意事項通知　第二の 2⑴④の 3、第二の 2⑶④＞

○　医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。

○　公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
７６ 訪問支援員特別加算 居訪	（１）訪問支援員特別加算 居宅訪問型児童発達支援事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者を１以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、当該基準に適合する者がサービスを行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。	（Ⅰ） （Ⅱ） 該当なし	告示別表 第４の１の２

【こども家庭庁長官が定める施設基準】
≪参照≫（平成 24 年厚生労働省告示第 270 号・10 の 2 の 2）

イ　訪問支援員特別加算（Ⅰ）
障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業その他これらに準ずる事業の従業者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設その他これに準ずる施設の従業者若しくはこれに準ずる者（特定従業者等）であって、⑴、⑵に掲げる期間が通算して１０年以上である者
⑴ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
⑵ 児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、障害児相談支援専門員として配置された日以降、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

ロ　訪問支援員特別加算（Ⅱ）
特定従業者であって、イの⑴又は⑵に掲げる期間が通算して５年以上である者

＜留意事項通知　第二の 2⑷②の 2＞
○　加算の算定に当たって、こども家庭庁長官が定める施設基準イの⑴又は⑵に規定する期間が重複する場合は、重複する期間を除いた期間を基準とすること。
○　当該職員が実際にサービスを実施するにあたり、提供に要する時間を通じて滞在した場合に算定すること。

保訪	（２）訪問支援員特別加算 保育所等訪問支援事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者を１以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、当該基準に適合する者がサービスを行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。	（Ⅰ） （Ⅱ） 該当なし	告示別表 第５の１の２

【こども家庭庁長官が定める施設基準】
≪参照≫（平成 24 年厚生労働省告示第 270 号・10 の 6）

イ　訪問支援員特別加算（Ⅰ）
特定従業者等であって、⑴、⑵又は⑶に規定する期間が通算して１０年（⑶に規定する期間にあっては５年）以上である者
⑴ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
⑵ 児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、障害児相談支援専門員又は障害者相談支援専門員として配置された日以降、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
⑶ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、障害児相談支援専門員又は障害者相談支援専門員として配置された日以降、保育所等訪問支援等の業務に従事した期間

ロ　訪問支援員特別加算（Ⅱ）
特定従業者等であって、イの⑴、⑵又は⑶に規定する期間が通算して５年（イの⑶に規定する期間にあっては３年）以上である者

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
７６ 訪問支援員特別加算 （続き） 保訪	＜留意事項通知　第二の２⑸②＞ ○　加算の算定に当たって、こども家庭庁長官が定める施設基準イの⑴、⑵又は⑶に規定する期間が重複する場合は、重複する期間を除いた期間を基準とすること。なお、⑶の期間は、⑴又は⑵の期間に含めることが可能である。 ○　当該職員が実際にサービスを実施するにあたり、提供に要する時間を通じて滞在した場合に算定すること。		
７７ 初回加算 保訪	保育所等訪問支援事業所において、新規に個別支援計画を作成した障害児に対して、当該事業所の訪問支援員が初めて又は初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、１月につき所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の２⑸③＞ ○　過去６月間に、当該事業所を利用したことがない場合に限り算定できる。 ○　児童発達支援管理責任者が同行した場合については、同行訪問した旨を記録するものとする。この場合において、当該児童発達支援管理責任者は、サービスの提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、障害児の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。 ○　初回加算を算定する月に、児童発達支援管理責任者の動向による多職種連携支援加算の算定はできない。この場合でも、他の複数職種による多職種連携加算の算定は可能である。	いる いない 該当なし	告示別表 第５の１の３
７８ 家族支援加算 児発 放デ	（１）家族支援加算 従業者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだいを含む）等に対する相談援助を行った場合に、１日に１回及び１月につき４回を限度として、加算（Ⅰ）又は加算（Ⅱ）に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算していますか。 ※多機能型事業所の場合は、各サービスに係る家族支援加算の算定回数は通算するものとし、その合計回数は月４回を限度とする。 ●次のうち該当するものに☑を入れてください。 □　家族支援加算（Ⅰ）　（個別の相談援助） ・相談援助の方法 ⑴障害児の家族等の居宅を訪問し相談援助を行った場合 ⑵事業所において対面により相談援助を行った場合 ⑶テレビ電話装置等を活用して相談援助を行った場合 □　家族支援加算（Ⅱ）　（グループの相談援助） ・相談援助の方法 ⑴対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 ⑵テレビ電話装置等を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合	（Ⅰ） （Ⅱ） 該当なし	告示別表 第１の２ 第３の２

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
７８ 家族支援加算 （続き） 児発 放デ	＜留意事項通知　第二の２(1)⑤、２(3)⑥＞ 【共通事項】 ○　サービスを提供した日以外の日に相談援助を行った場合においても算定できること。また、当該障害児にサービスを提供しない月においては算定することはできないこと。 ○　相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。 ○　加算（Ⅰ）(3)、加算（Ⅱ）(2)の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。なお、通信料等の負担が著しく発生する等、障害児やその家族等に不利益が生じないよう、事前に家族等の通信環境について確認する等十分に配慮すること。 ○　家族等への相談援助は、障害児が同席していない場合でも算定可能であるが、相談援助の内容に応じて、障害児の状態等の確認が必要な場合には同席の下で行うなど、相談の対象や内容に応じて、効果的な相談援助となるよう努めること。また、相談援助を行うに当たっては、障害児及びその家族等が相談しやすいよう就移の環境等に十分配慮すること。 ○　相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。 ○　家族支援加算（Ⅰ）と（Ⅱ）は同一の日に実施した場合であっても、それぞれ算定できること。 【加算（Ⅰ）】 ○　加算（Ⅰ）(1)の場合、家族等の状況を勘案して短時間でも相談援助を行う必要がある場合又は家族側の事情により30分未満となる場合は、相談援助が30分に満たない場合でも算定可能 ○　加算（Ⅰ）(2)の算定に当たり、保育所又は学校等といった当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所等及び保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合についても本加算を算定して差し支えない。この場合、当該支援を行う際には、保育所等の職員（当該障害児に対し常時接する者）との緊密な連携を図ること。 ○　加算（Ⅰ）(3)の算定に当たっては、相談者の通信環境等により、やむを得ない場合には表情等の確認が難しい機器（電話等）を使用する事でも差し支えない。 ○　加算（Ⅰ）は、個別支援計画に位置付けた上で計画的に相談援助を行った場合に算定するものであり、突発的に生じる相談援助（例：家族等からの電話に対応する場合）は対象とならないことに留意すること。 【加算（Ⅱ）】 ○　加算（Ⅱ）において相談援助を行う対象者は、２人から８人までを１組として行うものとする。障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、１として数えるものとする。 ○　グループの相談援助は、ペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組の実施によることが想定される。このため、当該トレーニングの知識や、家族への支援等に関する一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい。		
居訪 保訪	（２）家族支援加算 従業者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、障害児及びその家族（障害児のきょうだい含む）等に対する相談援助を行った場合に、 ・家族支援加算（Ⅰ）については、 １日につき１回及び１月につき２回を限度 ・家族支援加算（Ⅱ）については、 １日につき１回及び１月につき４回を限度 として、それぞれに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算していますか。 ※多機能型事業所の場合は、各サービスに係る家族支援加算の算定回数は通算するものとし、その合計回数は月４回（加算（Ⅰ）の算定については月２回）を限度とする。	（Ⅰ） （Ⅱ） 該当なし	告示別表 第４の１の３ 第５の１の４

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
７８ 家族支援加算 （続き） 居訪 保訪	●次のうち該当するものに☑を入れてください。 □　家族支援加算（Ⅰ）　（個別の相談援助） ・相談援助の方法 ⑴障害児の家族等の居宅を訪問し相談援助を行った場合 ⑵事業所において対面により相談援助を行った場合 ⑶テレビ電話装置等を活用して相談援助を行った場合 □　家族支援加算（Ⅱ）　（グループの相談援助） ・相談援助の方法 ⑴対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 ⑵テレビ電話装置等を活用して他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合		

＜留意事項通知　第二の２⑷②の３、２⑸④＞

【共通事項】

○　相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。

○　相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと

○　家族支援加算（Ⅰ）と（Ⅱ）は同一の日に実施した場合であっても、それぞれ算定できること。

○　当該障害児にサービスを提供しない月においては算定することはできないこと。

○　加算（Ⅰ）⑶、加算（Ⅱ）⑵の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。なお、通信料等の負担が著しく発生する等、障害児やその家族等に不利益が生じないよう、事前に家族等の通信環境について確認する等十分に配慮すること。

○　家族等への相談援助は、障害児が同席していない場合でも算定可能であるが、相談援助の内容に応じて、障害児の状態等の確認が必要な場合には同席の下で行うなど、相談の対象や内容に応じて、効果的な相談援助となるよう努めること。また、相談援助を行うに当たっては、障害児及びその家族等が相談しやすいよう就移の環境等に十分配慮すること。

○　相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。

【加算（Ⅰ）】

○　加算（Ⅰ）⑴の場合、家族等の状況を勘案して短時間でも相談援助を行う必要がある場合又は家族側の事情により30分未満となる場合は、相談援助が30分に満たない場合でも算定可能。

○　事業所以外の場において対面で個別に相談援助を行った場合は加算（Ⅰ）⑵を算定すること。

○　加算（Ⅰ）は、個別支援計画に位置付けた上で計画的に相談援助を行った場合に算定するものであり、突発的に生じる相談援助（例：家族等からの電話に対応する場合）は対象とならないことに留意すること。

○　加算（Ⅰ）の算定に当たっては、訪問日以外の日に相談援助を行った場合に限って算定すること。また、当該障害児にサービスを提供しない月においては算定することはできないこと。

【加算（Ⅱ）】

○　加算（Ⅱ）において相談援助を行う対象者は、２人から８人までを１組として行うものとする。障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、１として数えるものとする。

○　グループの相談援助は、ペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組の実施によることが想定される。このため、当該トレーニングの知識や、家族への支援等に関する一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい。

【保育所等訪問支援のみ】

○　本加算が算定される相談援助については、指定保育所等訪問支援を実施した際にその一環としてなさえる保護者への報告・共有とは区分して実施すること。

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
７９ 子育てサポート加算 児発 放デ	あらかじめ保護者の同意を得て、サービスの提供にあわせて、障害児の家族等に対して、事業所の従業者がサービスを行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性や、その特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の２(1)⑥、第２(3)⑦＞ ○　あらかじめ保護者の同意を得た上で、従業者が個別支援計画に位置付けて計画的に実施すること。 ○　サービスを提供する時間帯を通じて、家族等が直接支援場面の観察や参加等をしていること。ただし、障害児の状態等から、家族等が直接支援場面に同席することが難しい場合には、マジックミラー越しやモニターによる視聴により、支援場面を観察しながら、障害児に支援を提供する従業者とは異なる従業者が相談援助等を行っても差し支えないものとする。 ○　支援場面の観察や当該場面に参加する等の機会を提供する際に、支援を行う従業者による一方的な説明や指示、複数の障害児及び家族等に対する一斉指示、家族等へ障害児に対して行った支援内容を報告するのみではなく、それぞれの障害児及び家族等の状態を踏まえて、個別に障害児の状況や支援内容に関する説明と相談対応を行うなど、個々の障害児及び家族等にあわせて丁寧に支援を行うこと。 ○　複数の障害児及び家族等に対して併せて支援を行う場合には、それぞれの障害児及び家族ごとの状態に応じた支援が可能な体制を確保し支援を実施すること。この場合において、従業者１人が併せて行う相談援助は、最大５世帯程度までを基本とすること。 ○　支援場面に参加する等の機会の提供及び家族等への相談援助を行った場合には、障害児及び家族等ごとに、当該機会の提供及び相談援助を行った日時及びその内容の要点に関する記録を作成すること ○　家族支援加算を同日に算定することは可能であるが、子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助については、家族支援加算は算定できない。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の２の２ 第３の２の２
８０ 通所施設移行支援加算 居訪	従業者が、サービスを利用する障害児に対して、児童発達支援センター、児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の２(4)③＞ ○　サービスを利用する障害児が通所支援事業所に移行していくため、移行先との連絡調整や移行後に障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に加算するものであること。 ○　本加算の対象となる支援を行った場合は、支援を行った日及び支援の内容の要点に関する記録を行うこと。	いる いない 該当なし	告示別表 第４の２
８１ 利用者負担上限管理加算 共通	保護者から依頼を受け、指定基準の規定により、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の２(1)⑧＞ ○　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担額合計額の管理を行う事業所以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所が保護者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。 ○　負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の４ 第３の３ 第４の３ 第５の２

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
８２ 福祉専門職員配置等加算 児発 放デ	指定基準の規定により置くべき児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、一定の条件に該当するものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 □ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が１００分の３５以上であるもの □ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が１００分の２５以上であるもの □ 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 次のいずれかに該当するもの ⑴　児童指導員又は保育士として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているもの割合が１００分の７５以上 ⑵　児童指導員又は保育士として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事しているもの割合が１００分の３０以上	（Ⅰ） （Ⅱ） （Ⅲ） いない 該当なし	告示別表 第１の５ 第３の４
	＜留意事項通知　第二の２⑴⑨、第二の２⑶⑨＞ ○　「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。 ○　「３年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定にあたっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害児通所支援事業、障害児入所施設、障害福祉サービス事業及び精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等の事業、障害者就業・生活支援センター、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。（当該勤務年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めます。）		
８３ 欠席時対応加算 児発 放デ	サービスを利用する障害児が、あらかじめ事業所の利用を予定した日に、急病等により利用を中止した場合において、従業者が、障害児又は家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児等の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を算定していますか。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の７ 第３の５
	＜留意事項通知　第二の２⑴⑪、第二の２⑶⑩＞ ○　急病等により利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とします。 ○　「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続きサービスの利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しません。 ○　主に重症心身障害児に対してサービスを行う事業所において、１月につきサービスを利用した障害児の延べ人数が利用定員に営業日数を乗じた数の８０％に満たない場合については、重症心身障害児に限り８回を限度として算定可能とします。		

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
８４ 専門的支援実施加算 児発 放デ	理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を１以上配置するものとして、市長に届け出た事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するサービスを行った場合に、個別支援計画に位置付けられたサービスの日数に応じ１月に４回又は６回を限度として、１回につき所定単位数を加算していますか。 ただし、個別支援計画未作成減算を算定しているときは、算定できません。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の８ 第３の６

【こども家庭庁長官が定める基準】（平 24 厚労告 270・１の６、８）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　加算対象児に係る個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、その有する専門性に基づく評価及び計画に則った支援であって心身の健康等に関する領域のうち特定または複数の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき、適切に支援を行うこと。

ロ　専門的支援実施計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該専門的支援実施計画の見直しを行うこと。

ハ　専門的支援実施計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該専門的支援実施計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

二　加算対象児ごとの支援記録を作成すること。

＜留意事項通知　第二の２(1)⑫、第二の２(3)⑪＞

○　理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として５年以上児童福祉事業に従事したものに限る）、児童指導員（児童指導員として５年以上児童福祉事業に従事したものに限る）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員をいいます。

○　保育士及び児童指導員の経験年数については、保育士又は児童指導員としての資格取得又は任用からの経験が必要となる点に留意してください。

また、配置は、単なる配置で差し支えないものであり、基準上配置すべき従業者や児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算で加配している人員によることも可能です。

○　専門的支援を実施した場合には、加算対象児ごとに当該支援を行った日時及び支援内容の要点に関する記録を作成してください。

○　専門的支援については、個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（５名程度まで）による実施または基準上配置すべき従業者を配置して小集団の組み合わせによる実施も可能とします。この場合、小集団ごとに人員基準を満たす必要はありません。

○　専門的支援の提供時間は、同日における障害児に対するサービス時間のすべてとする必要はありませんが、少なくとも３０分以上を確保してください。

○　専門的支援実施加算の１月の算定限度回数は、対象児の月利用日数に応じて、以下のとおりとします。

・月利用日数が　６日未満の場合　　限度回数２回
（放課後等デイサービスのみ）

・月利用日数が１２日未満の場合　　限度回数４回

・月利用日数が１２日以上の場合　　限度回数６回

○　専門的支援実施計画の作成及び見直しに当たっては、対象児及び保護者に対し説明・同意を得てください。

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
８５ 多職種連携支援加算 居訪 保訪	異なる専門性を有する２人以上の訪問支援員を配置しているものとして市長に届け出た事業所において、あらかじめ保護者の同意を得て、異なる専門性を有する２以上の訪問支援員によりサービスを行った場合に、１月に１回を限度として所定単位数を加算していますか。	いる いない 該当なし	告示別表 第４の１の４ 第５の１の５
	＜留意事項通知　第二の２⑷②の４、第二の２⑸④の２＞ ○　２以上の複数人の訪問支援員により訪問支援を行った場合に月１回を限度に算定するものであること。 ○　１以上の訪問支援員は、訪問支援員特別加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定できる業務従事歴を有する者であること。 ○　複数人の訪問支援員は、異なる専門性を有すること。具体的には、以下のうち、それぞれ異なるいずれかの資格・経験を有する訪問支援員であること。 ①保育士又は児童指導員　②理学療法士　③作業療法士　④言語聴覚士　⑤看護職員 ⑥児童発達支援管理責任者若しくはサービス管理責任者又は障害児(者)相談支援専門員 ⑦心理担当職員 ○　あらかじめ障害児のアセスメントに基づき、多職種連携の複数人による訪問支援の必要性と支援内容を個別支援計画に明記するとともに、通所給付決定保護者の同意を得ること。 ○　支援にあたる複数人の訪問支援員は、サービス提供に要する時間を通じて滞在し、連携して支援を行うこと。 ○　訪問支援を行った後、それぞれの職種の専門性の観点から記録を行うこと。 ○　サービスの利用開始直後や状態の悪化等の場合、通所支援計画策定時や更新時など、障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、職種の異なる複数人が連携しての多角的なアセスメントや支援が求められるタイミングで活用されることが望ましい。		
８６ ケアニーズ対応加算 保訪	別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を１以上配置しているものとして市長に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童、精神に重度の障害がある児童又は医療的ケア児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、１日につき所定単位数を算定していますか。 こども家庭庁長官が定める基準】（平 24 厚労告 270・10 の 7） ※７６　訪問支援員特別加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の対象となる職員を参照	いる いない 該当なし	告示別表 第５の１の６
	＜留意事項通知　第二の２⑸④の３＞ ○　対象となる児童は以下のとおりです。 ア　重症心身障害児 イ　身体に重度の障害がある児童（１級・２級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児） ウ　重度の知的障害がある児童（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定されている障害児） エ　精神に重度の障害がある児童（１級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児） オ　医療的ケア児 ○　事業所に訪問支援特別加算の対象となる職員を１以上配置してください。 ○　訪問支援員特別加算の対象となる職員がサービスを直接実施しなくても算定が可能ですが、この場合にあっては、当該職員が対象児童への支援内容について、事前の確認や事後のフォローを行うなど、支援についてサポートを行ってください。		

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
８７ 強度行動障害児支援加算 児発	別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するサービスを行うものとして市長に届け出た児童発達支援事業所において、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ※重症心身障害児にサービスを行う場合は加算しません。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の８の２

【こども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童】

≪参照≫（平成 24 年厚生労働省告示第 270・1 号の 7）

次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等を当てはめて算出した点数の合計が 20 点以上であると市が認めた障害児

行動障害の内容	１点	３点	５点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に１回以上	１日に１回以上	１日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に１回以上	週に１回以上	１日に頻回
激しいこだわり	週に１回以上	１日に１回以上	１日に頻回
激しい器物破損	月に１回以上	週に１回以上	１日に頻回
睡眠障害	月に１回以上	週に１回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	週に１回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排せつに関する強度の障害	月に１回以上	週に１回以上	ほぼ毎日
著しい多動	月に１回以上	週に１回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	１日中	絶えず
沈静化が困難なパニック	―	―	あり
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為	―	―	あり

【こども家庭庁長官が定める基準】

≪参照≫（平成 24 年厚生労働省告示第 270・1 号の 8）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ　実践研修修了者（強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者）を１以上配置し、当該者が支援計画シート等を作成すること。

ロ　イに規定する支援計画シート等に基づいたサービスを行うこと。

＜留意事項通知　第二の２(1)⑫の２＞

① 支援計画シート等は、「重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について」（平成 26 年 3 月 31 日付け障障発 0331 第 8 号厚生労働社会・援護局障害保健福祉部長通知）の１の(4)における「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙」を指し、その様式は平成 25 年度障害者総合福祉推進事業「強度行動障害支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園）」において作成された標準的なアセスメントシート及び支援手順書兼記録用紙を参照してください。

② 支援計画シート等については、実践研修修了者が、当該研修過程に基づいて、加算の対象となる児童についての情報の収集、障害特性の理解及び障害特性に応じた環境調整を行ったうえで作成してください。

③ 当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合においては、支援計画シート等や環境調整の内容等について情報交換を行うよう努めてください。情報交換を行った場合は、出席者、実施日時、内容の要旨、支援計画シート等に反映させるべき内容を記録してください。当該児童を担当する障害児相談支援事業所とも同様の情報交換を行うことが望ましいです。

④ 支援計画シート等に基づくサービスを行うに当たっては、強度行動障害支援者養成研修の知見を踏まえて、実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行った場合においても算定することが可能です。

ただし、次に掲げる取組を行ってください。

ア　サービスを行う従業者は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者又は実践研修修了者に

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
８７ 強度行動障害児支援加算（続き） 児発	対して、支援計画シート等に基づく日々の支援内容について確認した上で支援を行ってください。 イ　実践研修修了者は、原則２回のサービスの利用ごとに１回以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認してください。 ⑤　実践研修修了者は３月に１回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行ってください。 ⑥　集中的支援加算を算定する期間においても算定可能です。		
８７－２ 強度行動障害児支援加算 放デ	別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するサービスを行うものとして市長に届け出た放課後等デイサービス事業所において、サービスを行った場合に、当該基準に定める区分に従い、１日につき所定単位数を加算していますか。 ※重症心身障害児にサービスを行う場合は加算しません。	（Ⅰ） （Ⅱ） いない 該当なし	告示別表 第３の６の２

【こども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童】
≪参照≫（平成 24 年厚生労働省告示第 270・8 号の 2）
第１号の７（児童発達支援の基準）の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害がみられる頻度等を当てはめて算出した点数の合計がそれぞれ次に掲げる点数以上であると市が認めた就学児
・強度行動障害児支援加算（Ⅰ）を算定する場合　　20 点以上
・強度行動障害児支援加算（Ⅱ）を算定する場合　　30 点以上

【こども家庭庁長官が定める基準】
≪参照≫（平成 24 年厚生労働省告示第 270・8 号の 3）
イ　強度行動障害児支援加算（Ⅰ）
第１号の８（児童発達支援）の規定を準用する。
ロ　強度行動障害児支援加算（Ⅱ）
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1)　中核的支援人材養成研修修了者（中核的支援人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者）を１以上配置し、中核的支援人材養成研修修了者又は中核的支援人材養成研修修了者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が支援計画シート等を作成すること。
(2)　(1)に規定する支援計画シート等に基づいたサービスを行うこと。

＜留意事項通知　第二の２(3)⑫＞
【強度行動障害児支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）共通】
○　児童発達支援における強度行動障害児支援加算の留意事項①③⑤⑥と同様です。
【強度行動障害児支援加算（Ⅰ）】
○　児童発達支援における強度行動障害児支援加算の留意事項②④と同様です。
【強度行動障害児支援加算（Ⅱ）】
○　支援計画シート等については、実践研修修了者が、中核的人材研修修了者の助言に基づいて作成してください。
○　児童発達支援における強度行動障害児支援加算の留意事項④に加え、中核的人材研修修了者が、原則として週に１日以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等の見直しについて助言を行うこと。

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
８７－３ 強度行動障害児支援加算 居訪 保訪	別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するサービスを行うものとして市長に届け出た居宅訪問型児童発達支援事業所又は保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準】 ≪参照≫（平成 24 年厚生労働省告示第 270・10 号の２の３、10 号の８） 第１号の７（児童発達支援の基準）の規定を準用する。 【こども家庭庁長官が定める基準】 ≪参照≫（平成 24 年厚生労働省告示第 270・10 号の２の４、10 号の９） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　実践研修修了者を１以上配置し、当該実践研修修了者が支援計画シート等を作成すること。 ロ　基礎研修修了者又は実践研修修了者がイに規定する支援計画シート等に基づいたサービスを行うこと。 ＜留意事項通知　第二の２(4)②の５、第二の２(5)④の４＞ ○　児童発達支援における強度行動障害児支援加算の留意事項①②③⑤と同様です。 ○　実践研修修了者又は基礎研修修了者が支援計画シート等に基づくサービスを行うこと。 ○　実践研修修了者は、原則として１月に１回以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。確認に当たっては、実践研修修了者が単独又は基礎研修修了者に同行して、対象となる児童の居宅を訪問し行うことが望ましいが、基礎研修修了者が行う支援の様子を実践研修修了者がオンラインを活用して確認する方法や基礎研修修了者が行った支援の記録を実践研修修了者が確認する方法としても差し支えない。	いる いない 該当なし	告示別表 第４の１の５ 第５の１の７
８７－４ 強度行動障害児支援加算（初期段階における手厚い支援） 児発 放デ	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所においては、当該加算の算定を開始した日から起算して９０日以内の期間については、更に５００単位を所定単位数に加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の２(1)⑫の②㈤、第二の２(3)⑫㈣＞ ○　強度行動障害を有する障害児が、通所の初期段階において、当該児童にたいして標準的な支援を行うための手厚い支援を要することを評価したものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた環境調整や支援計画シート等に基づく支援を適切に行うものであること。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の８の２注 第３の６の２注
８８ 集中的支援加算 児発 放デ	別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合において、当該児童への支援に関し高度な専門性を有すると市長が認めた者であって、地域において当該児童に係る支援を行うもの（以下「広域的支援人材」という。）を事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害】 （平 24 厚生労働省告示第 270・１号の９、８号の３の２） 第１号の７（強度行動障害支援加算）の規定を準用する。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の８の３ 第３の６の３

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
８８ 集中的支援加算 （続き） 児発 放デ	＜留意事項通知　第二の２(1)⑫の３、第二の２(3)⑫の２＞ ○　広域的支援人材の認定及び加算取得の手続き等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続き等について」（令和６年３月19日付こ支障第75号・障障発0319第１号こども家庭庁支援局障害児支援課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。）を参照すること。 ○　加算の算定は、対象となる児童に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。 ○　集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。 ア　広域的支援人材が、加算の対象となる児童及び事業所のアセスメントを行うこと イ　広域的支援人材と事業所の従業者が共同して、当該児童の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（集中的支援実施計画）を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね１月に１回以上の頻度で見直しを行うこと ウ　事業所の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画及び支援計画シート等（支援計画シート等については、強度行動障害児支援加算を算定している場合に限る。）に基づき支援を実施すること エ　事業所が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当該児童への支援が行われる日及び随時に、広域的支援人材から、当該児童の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること オ　当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合にあっては、当該障害児通所支援事業所と連携すること カ　当該児童へ障害児相談支援を行う障害児相談支援事業所と緊密に連携すること ○　当該児童の状況及び支援内容について記録を行うこと。 ○　集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること。		
８９ 人工内耳装用児支援加算（Ⅱ） 児発 放デ	言語聴覚士を１以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、人工内耳装用児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準】 ≪参照≫（平成24年生労働省告示第270・１号の11、８号の３の３） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　言語聴覚士が人工内耳装用児の状態及び個別に配慮すべき事項等を把握し、これらの事項を個別支援計画に位置付けた上でサービスを行うこと。 ロ　人工内耳装用児の主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診療を行う医療機関との連携を確保した上でサービスを行うこと。 ハ　関係機関（保育所、学校、地域の障害児通所支援事業所その他の関係機関）に対して、人工内耳装用児に対する支援に関する相談援助を行うこと。 ＜留意事項通知　第二の２(1)⑫の４(二)、第二の２(3)⑫の３＞ 以下のいずれも満たす場合に算定してください。 ア　言語聴覚士を１以上配置していること（常勤換算に限らない単なる配置で可） イ　関係機関の求めに応じて、人工内耳装用児への支援に関する相談援助を行うこと。相談援助を行った場合には、実施日時及びその内容の要点に関する記録を作成すること。 ウ　言語聴覚士が人工内耳装用児の状態や個別に配慮すべき事項等を把握し、児童発達支援管理責任者と連携して当該事項を個別支援計画に位置付けて支援を行うこと エ　人工内耳装用児への適切な支援を提供するため、主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診察を行う医療機関との連携体制が確保されていること。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の８の４ 第３の６の４

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
９０ 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 児発 放デ	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児（以下「視覚障害児等」という。）との意思疎通に関し専門性を有する者を１以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、視覚障害児等に対して、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の２⑴⑫の５、第二の２⑶⑫の４＞ ㈠「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児」とは、次のアからウまでのいずれかに該当する児童であること。 ア　視覚障害に関して１級又は２級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児 イ　聴覚障害に関して２級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児 ウ　言語機能に関して３級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児 ㈡当該障害児に対して支援を行う時間帯を通じて、視覚障害児等との意思疎通に関し専門性を有する者を配置し、当該人材がコミュニケーション支援を行いながらサービスを行うこと。当該配置については、指定基準の規定により配置すべき従業者によることも可能である。また、常勤換算ではなく単なる配置によることも可能である。 ㈢「視覚障害児等との意思疎通に関し専門性を有する者」とは、障害の種別に応じて次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。 ア　視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者 イ　聴覚障害又は言語機能障害 日常生活上の場面において、必要な手話通訳等を行うことができる者 ウ　障害のある当事者 障害特性に応じて、当事者としての経験に基づきコミュニケーション支援を行うことができる者	いる いない 該当なし	告示別表 第１の８の５ 第３の６の５
９１ 個別サポート加算（Ⅰ） 児発	児童発達支援事業所等において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対し、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の２⑴⑫の６＞ ○　対象となる児童は以下のアからエのとおりです。 なお、主として重症心身障害児を通わせる事業所において重症心身障害児に対してサービスを行う場合の基本報酬を算定している場合は、本加算は算定しません。 ア　重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児（重症心身障害児） イ　身体に重度の障害がある児童（１級又は２級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児） ウ　重度の知的障害がある児童（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児） エ　精神に重度の障害がある児童（１級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児）	いる いない 該当なし	告示別表 第１の９注１
９１−２ 個別サポート加算（Ⅰ） 放デ	（１）個別サポート加算（Ⅰ） 放課後等デイサービス事業所等において、行動上の課題を有する就学児又は著しく重度の障害を有する就学児として別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。	いる いない 該当なし	告示別表 第３の７注１ 第３の７注１の３

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
９１−２ 個別サポート加算 （Ⅰ） (続き) 放デ	【こども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児】 ≪参照≫（平 24 年厚生労働省告示 270・8 号の 4、8 号の 4 の 3） ・行動上の課題を有する就学児 就学時サポート調査表に掲げる項目について、その項目が見られる頻度等を当てはめて算出した点数の合計が１３点以上であると市が認めた児童 ・著しく重度の障害を有する就学児 食事、排せつ、入浴及び移動のうち３以上の日常生活動作について全介助を必要であると市が認めた児童		
	＜留意事項通知　第二の 2(3)⑫の 5(三)＞ ○　主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援を受ける重症心身障害児については加算しません。		
	（２）基礎研修修了者がサービスを行った場合 上記（１）のうち、行動上の課題を有する就学児の場合の単位数を算定している事業所であって、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届出を行った指定放課後等デイサービス事業所において、行動上の課題を有する就学児に対して、基礎研修修了者がサービスを行った場合に、１日につき３０単位を所定単位数に加算していますか。	いる いない 該当なし	告示別表 第３の７注１の２
	【こども家庭庁長官が定める施設基準】 ≪参照≫（平 24 年厚生労働省告示 269・10 号 指定放課後等デイサービス事業所において、強度行動障害支援者養成講座（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を１以上配置していること。		
	＜留意事項通知　第二の 2(3)⑫の 5(一)＞ ○　強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の配置は、常勤換算に限らない単なる配置で可。 ○　９０単位に加え１日につき３０単位を所定単位数に加算すること。		
９２ 個別サポート加算 （Ⅱ） 児発 放デ	要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、サービスを行う必要があるものに対し、事業所等において、サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の９注２ 第３の７注２
	＜留意事項通知　第二の 2(1)⑫の 7、第二の 2(3)⑫の 6＞ ○　個別支援加算（Ⅱ）については、以下のとおり取り扱うこととする。ただし、これらの支援の必要性について、通所給付決定保護者に説明することが適当でない場合があることから、本加算の趣旨等について理解したうえで、算定について慎重に検討すること。 ア　児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師（以下「連携先機関等」という。）と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。 イ　連携先機関等とのアの共有は、６月に１回以上行うこととし、その記録を文書で保管すること。なお、ここでいう文書は、連携先機関等が作成した文書又は事業所が作成した文書であって、連携先機関等と共有するなど、事業所と連携先機関等の双方で共有しているものであり、単に事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書は対象とならない。 ウ　アのように、連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、個別支援計画に位置付け、通所給付決定保護者の同意を得ること。 エ　市から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。 オ　連携先機関等との連携については、当該加算で評価しているため、関係機関連携加算（Ⅲ）は算定しない。その他の観点により、医療機関との連携を行った場合には、この限りではない。		

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
９３ 個別サポート加算（Ⅲ） 放デ	放課後等デイサービス事業所において、あらかじめ保護者の同意を得て、不登校の就学児に対して、学校及び家族等と連携してサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。	いる いない 該当なし	告示別表 第３の７注３

＜留意事項通知　第二の２⑶⑫の７＞

ア　不登校の状態にある障害児とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席している児童（病気や経済的な理由によるものは除く。）」であって、学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要であると判断された児童とする。

イ　学校と日常的な連携を図り、障害児に対する支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて支援を行うこと。個別支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成を行うこと。

ウ　学校との情報共有を、月に１回以上行うこと。その実施日時、内容に関する要点をまとめた記録を作成し、学校に共有すること。情報共有は対面又はオンラインにより行うこと。

エ　家族への相談援助を月に１回以上行うこと。相談援助は、居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも問わないが、個別での相談援助を行うこと。また、相談援助を行う場合には、障害児や家族の意向及び居宅での過ごし方の把握、事業所における支援の実施状況等の共有を行い、実施日時、内容に関する要点をまとめた記録を作成すること。

オ　ウの学校との情報共有においては、障害児の不登校の状態について確認を行うこととし、障害児や家族等の状態や登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の要否について検討を行うこと。その結果、本加算の算定を終結する場合にあっても、その後の支援においては、学校との連携に努めること。

カ　市（教育関係部局、障害児関係部局）から、家庭や学校との連携状況や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。

キ　ウの学校との連携及びエの家族等への相談援助については、関係機関連携加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）、家族支援加算（Ⅰ）は算定できない。

９４ 入浴支援加算 児発 放デ	別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、１月につき８回を限度として、所定単位数を加算していますか。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の９の２ 第３の７の２

【こども家庭庁長官が定める施設基準】
≪参照≫（平 24 厚生労働省告示第 269・4 号の 2、10 号の 2）

次のイからハのいずれにも該当すること。

イ　加算の対象となる障害児を安全に入浴させるために必要となる浴室及び浴槽並びに衛生上必要な設備を備えた上で、これらの設備につき衛生的な管理を行っていること。

ロ　障害児の障害の特性、身体の状況等も十分に踏まえて安全に入浴させるために必要な体制を確保していること。

ハ　入浴に係る支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画に位置付けていること。

【こども家庭庁長官が定める基準】
≪参照≫（平 24 年厚生労働省告示第 270・1 号の 12、8 号の 4 の 4）

○　次に掲げる基準のイ・ロのいずれにも適合すること。

イ　事業所の従業者が、事前に加算の対象となる障害児（対象児）の障害の特性、家庭における入浴の状況その他の入浴に係る支援を実施するに当たって必要な情報を把握し、これらの情報を踏まえ、個別支援計画に位置付けた上で入浴に係る支援を行うこと。

ロ　対象児の安全な入浴のために必要な体制を確保した上で、対象児の障害の特性や発達段階に応じた適切な方法で入浴に係る支援を行うこと。

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
９４ 入浴支援加算 （続き） 児発 放デ	＜留意事項通知　第二の２(1)⑫の８、第二の２(3)⑫の８＞ ㈠　対象児を安全に入浴させるために必要となる浴室及び浴槽並びに衛生上必要な設備を備えた上で、これらの設備について衛生的な管理を行っていること。浴室及び浴槽は対象児の状態等に応じて入浴させるに適した構造や面積等を有していること。 ㈡　障害児の障害の特性、身体の状況等も十分に踏まえた安全に入浴させるための必要な体制を確保すること。具体的には㈢の安全計画を踏まえながら以下の取組を行うこと。 ①　㈣で把握した情報等を踏まえ、個々の対象児について、その特性等を踏まえた入浴方法や支援の体制、手順などについてあらかじめ書面で整理するとともに、入浴支援を行う従業者に周知すること。 ②　入浴機器について、入浴支援を行う日及び定期的に、安全装置を含め、安全性及び衛生面の観点から点検を行うこと。 ③　入浴支援にあたる全従業者に対して、定期的に入浴支援の手法や入浴機器の使用方法、突発事故が発生した場合の対応等について研修や訓練等を実施すること。 ㈢　安全計画において、入浴支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について定め、従業者に対して周知徹底を図るとともに、当該計画に基づく取組を実施すること。 ㈣　入浴支援の実施に当たっては、対象児の障害の特性、家庭における入浴の状況その他の入浴支援を実施するにあたっての必要情報を把握し、これらの情報を踏まえて個別に配慮すべき事項や体制について個別支援計画に位置付けた上で実施すること。情報の把握に当たっては、必要に応じてかかりつけ医や、居宅介護による入浴支援、訪問入浴サービス等、既に利用している入浴関係のサービス等がある場合には、当該サービス等を提供している事業者等の関係者にも聴き取りを行い、情報収集を行うことが望ましいこと。 なお、入浴中に職員の見守りがなくなる時間が生じないようにすること。 ㈤　入浴支援は、㈡で整理した個々の入浴方法等や個別支援計画に基づき、安全確保のために必要な体制を確保した上で、対象児の障害の特性や発達段階に応じた適切な方法で行うこと。 ㈥　対象児の年齢等を考慮しながら、本人や家族の意に反する異性介助が行われないようにすること。また、プライベートゾーンや羞恥心に配慮した支援を行うこと。 ㈦　浴槽を使用した部分浴は算定できるものとするが、清拭は算定しない。また、シャワー浴についえは、洗身を行う場合は認められるが、単にシャワーを浴びせるだけの場合は算定できない。		
９５ 自立サポート加算 放デ	放課後等デイサービス事業所において、進路を選択する時期にある就学児に対して、高等学校等の卒業後に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するサービスを行った場合において、１月につき２回を限度として、所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準】 ≪参照≫（平 24 年厚生労働省告示第 270・8 号の 4 の 5） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　加算の対象となる障害児（加算対象児）に係る個別支援計画を踏まえ、加算対象児が希望する進路を円滑に選択できるよう支援するための計画（自立サポート計画）を作成すること。 ロ　自立サポート計画に基づき、加算対象児の適性及び障害の特性に対する自己理解の促進に向けた相談援助又は必要となる知識技能の習得支援を実施するなど加算対象児が希望する進路を選択するうえで必要となる支援を行うこと。 ハ　自立サポート計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児が希望する進路を選択する上での課題を把握し、必要に応じて当該自立サポート計画の見直しを行うこと。 ニ　自立サポート計画の作成又は見直しに当たって、通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該自立サポート計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得	いる いない 該当なし	告示別表 第３の７の３

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
９５ 自立サポート加算 （続き） 放デ	ること。 ホ　加算対象児が在学している高等学校等との日常的な連携体制を確保し、自立サポート計画の作成及び見直し並びに支援の実施において必要な連携を図ること。 ヘ　加算対象児ごとの記録を作成すること。 ＜留意事項通知　第二の２⑶⑫の９＞ ○　対象となる進路を選択する時期にある障害児は、高校２年生及び３年生を基本とします。 ○　あらかじめ障害児及び給付決定保護者の同意を得た上で、加算対象児が希望する進路を円滑に選択できるよう支援するための計画である自立サポート計画を作成してください。作成に当たっては、障害児及び給付決定保護者の学校卒業後の生活に向けた意向等及び学校における取組等を確認するとともに、通所支援計画及び学校で取り組まれている内容等を踏まえ、学校卒業後の生活を見据えて必要な支援について記載してください。 ○　自立サポート計画に基づき、加算対象児の適正及び障害の特性に対する自己理解の促進に向けた相談援助又は必要となる知識技能の習得支援を実施するなど、加算対象児が希望する進路を選択する上で必要な支援を行ってください。具体的には、以下の支援を行うことが想定されます。なお、放課後等デイサービスにおいて基本とされる総合的な支援の提供を確保した上で、これらの支援を進めるよう留意してください。 ㈠　自己理解の促進に向けた相談援助 自らの適性や特性への理解や現在や将来の生活における課題などについて、客観的な評価を交えて相談援助を行い、自己理解を深め、進路の選択やその実現につなげていくこと。 ㈡　進路の選択に資する情報提供や体験機会の提供 働くことの意義や職種・業種などに関する情報提供や、事業所での作業体験、企業等での職業体験を行うこと。取組に当たっては、地域の商工会や企業、障害者就業・生活支援センター等と連携して取り組むことが期待される。また、就労・進学等を経験している障害者による当事者としての経験に基づく相談援助・講和を行うなど、ピアの取組を進めることも期待される。 ㈢　必要な知識・技能を習得するための支援 学校卒業後の生活や職場での基本的マナーや、卒業後の進路に必要な具体的な知識技能を習得するための支援を行うこと。 ○　自立サポート計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児が希望する進路を選択する上での課題を把握し、必要に応じて自立サポート加算の見直しを行ってください。なお、個別支援計画のモニタリングや見直しを行う場合には、あわせて自立サポート計画の確認と見直しの検討を行ってください。 ○　自立サポート計画の作成又は見直しに当たって、保護者及び加算対象児に対し、自立サポート計画の作成または見直しについて説明し、同意を得てください。 ○　加算対象児が在学している学校との日常的な連携体制を確保し、加算対象児の進路に関する取組や今後の方向性について相互に情報共有するなど、日常的な連絡調整を行ってください。また、自立サポート計画の作成及び見直しにおいても連携を行ってください。なお、学校との連携における会議等の実施については、関係機関連携加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定を可能とします。 ○　加算の算定にあたって行った取組については、実施した日時及び支援内容について記録してください。		
９６ 通所自立支援加算 放デ	放課後等デイサービス事業所の従業者が、就学児に対して、自立して事業所に通うことができるよう、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する通所に係る支援を行った場合、当該加算の算定を開始した日から起算して９０日以内の期間について、片道につき所定単位数を加算していますか。 ※　主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援を受ける重症心身障害児については算定しません。	いる いない 該当なし	告示別表 第３の７の４

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
９６ 通所自立支援加算 （続き） 放デ	【こども家庭庁長官が定める基準】 ≪参照≫（平 24 年厚生労働省告示第 270・8 号の 4 の 6） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　加算の対象となる障害児（加算対象児）が公共交通機関等の利用又は徒歩により事業所に通う際に、事業所の従業者が同行し、自立しての通所に必要な知識等を習得するための助言援助等の支援を行うこと。 ロ　通所に係る支援の提供に当たって個別に配慮すべき事項その他の通所に係る支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、個別支援計画に位置付けるとともに、加算対象児の安全な通所のために必要な体制を確保した上で通所に係る支援を行うこと。 ハ　通所に係る支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画に位置付けていること。 ニ　加算対象児ごとの支援記録を作成すること。 ＜留意事項通知　第二の 2⑶⑫の 10＞ ○　本加算は、学校・居宅等と事業所間の移動について、障害児が自立して通所が可能となるよう職員が付き添って計画的に通所自立支援を行った場合に、算定開始より 90 日間を限度に算定する。 ○　対象となる障害児は、公共交通機関の利用経験が乏しいことや、単独で移動する経験が乏しいことなどにより、単独での通所に不安がある場合など、通所自立支援によって自立した通所につながっていくことが期待される障害児とする。 ○　安全な通所を確保する観点から、十分なアセスメントを行い、その状態や特性を踏まえて支援の実施を判断すること。 ○　医療的ケアを要する障害児については、こどもの医療濃度や移動経路の状況、移動に要する時間等も適切に考慮すること。 ○　加算対象児が公共交通機関等の利用又は徒歩により通所する際に、従業者が同行し、自立しての通所に必要な知識等を習得するための助言援助等の通所自立支援を行うこと。 ○　支援は、あらかじめ障害児及び保護者の意向を確認し、保護者の同意を得た上で、支援の実施及び個別に配慮すべき事項その他の支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、通所支援計画に位置付けて行うものであること。 ○　通所自立支援に当たっては、移動経路、公共交通機関の利用方法、乗車中のマナー、緊急時の対応方法等の習得について必要な助言・援助を行うことが想定される。この際、学校や公共交通機関等と連携を図るとともに、地域への障害児に対する理解の促進にもつながるよう努めること。 ○　同行する従業者の交通費等については事業所の負担とし、利用者に負担させることは認められない。 ○　障害児１人に対して、従業者１人が個別的に支援を行うことを基本とするが、障害児の状態に応じて、安全かつ円滑な支援が確保される場合には、障害児２人に対して従業者１人により支援を行うことも可能とする。 ○　医療的ケアを要する障害児に支援を行う場合には、看護職員等、必要な医療的ケアを行える職員が同行すること。 ○　通所自立支援の安全確保のための取組に関する事項について、安全計画に位置付け、その内容について職員に周知を図るとともに、支援にあたる従業者に対して研修等を行うこと。 ○　通所自立支援を実施した日時、支援の実施状況、障害児の様子、次回の取組で留意するポイント等について、記録を作成すること。 ○　同一敷地内の移動や、極めて近距離の移動などは対象とならないこと。 ○　進学や進級、転居等の環境の変化により、改めて自立した通所につなげるために通所自立支援が必要と判断される場合には、再度算定できるものとする。その際には、環境変化を踏まえた十分なアセスメントを行い、支援の必要性及び支援内容について丁寧に判断すること。		
９７ 医療連携体制加算 児発 放デ	（１）医療連携体制加算（Ⅰ） 医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して１時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき、８人の障害児を限度として、１日につき所定単位数を加算していますか。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の 10 第３の 8

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
９７ 医療連携体制加算 （続き） 児発 放デ	（２）医療連携体制加算（Ⅱ） 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき、８人の障害児を限度として、１日につき所定単位数を加算していますか。	いる いない 該当なし	
	（３）医療連携体制加算（Ⅲ） 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して２時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、１回の訪問につき、８人の障害児を限度として、１日につき所定単位数を加算していますか。	いる いない 該当なし	
	（４）医療連携体制加算（Ⅳ） 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して４時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、１回の訪問につき、８人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、１日につき所定単位数を加算していますか。 ※（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定している障害児については算定しません。	いる いない 該当なし	
	（５）医療連携体制加算（Ⅴ） 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して４時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、１回の訪問につき、８人の医療的ケア児を限度として、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ、１日につき所定単位数を加算していますか。 ※（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定している障害児については算定しません。	いる いない 該当なし	
	（６）医療連携体制加算（Ⅵ） 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位を加算していますか。	いる いない 該当なし	
	（７）医療連携体制加算（Ⅶ） 喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児１人に対し、１日につき所定単位数を加算していますか。 ※（Ⅰ）から（Ⅴ）までのいずれかを算定している障害児については算定しません。	いる いない 該当なし	

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
９７ 医療連携体制加算 （続き） 児発 放デ	＜留意事項通知　第二の２(1)⑬、第二の２(3)⑬＞ ○　事業所は、あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害児に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととします。 ○　当該障害児の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を、障害児ごとに受けるとともに、その内容を書面に残してください。なお、当該障害児主治医と十分に障害児に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えありません。 ○　看護の提供においては、当該障害児の主治医の指示を受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載してください。また、主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告してください。 ○　看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能ですが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けて支援の提供を行ってください。 ○　看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は事業所が負担するものとします。医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求してください。（「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成 18 年 3 月 31 日保医発 0331002 号）を参照のこと。） ○　看護職員１人が看護することが可能な障害児数は、以下のアからウにより取扱います。 ア　医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）における取扱い 医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅲ）を算定する障害児全体で８人を限度とすること。 イ　医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）における取扱い 医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）を算定する障害児全体で８人を限度とすること。 ウ　ア及びイの障害児数について、合算する必要はなく、それぞれについて８人を限度に算定可能であること。 ○　医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）における看護の提供時間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、また、この訪問時間については、連続した時間である必要はなく、１日における訪問時間を合算したものであること。 ○　医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅵ）までについては、医療的ケア基本報酬算定障害児又は主に重症心身障害児を通わせる事業所において支援を受ける重症心身障害児につき、当該加算は算定できないものであること。 ○　医療連携体制加算（Ⅶ）については、医療的ケア基本報酬算定障害児につき当該加算は算定できないが、主に重症心身障害児を通わせる事業所において支援を受ける重症心身障害児については算定可能となっている。		
９８ 送迎加算 児発 放デ	（１）障害児を送迎する場合 障害児に対して、居宅等と事業所等（放課後等デイサービスは「居宅等又は就学児が通学している学校等と事業所等」）との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算していますか ※重症心身障害児の基本報酬を算定している場合を除く。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の 11 注１ 第３の９注１
	＜留意事項通知　第二の２(1)⑭(五)、２(3)⑭＞ ○　送迎については、事業所と居宅（又は学校等）までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えありませんが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があります。 ○　放課後等デイサービスにおける送迎については、通所する際の道路等の安全性、就学児の年齢、能力及び公共交通機関がない等の地域の実情等を考慮して判断してください。このとき、自ら通所することが可能な就学児の自立能力の獲得を妨げないよう配慮してください。		

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
９８ 送迎加算 （続き） 児発 放デ	（２）重症心身障害児又は医療的ケア児を送迎する場合 上記（１）を算定している事業所が、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市長に届け出た事業所であり、送迎した障害児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき、４０単位を所定単位数に加算していますか。 ※次の（３）を算定している場合には、算定しません。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の11注１の２ 第３の９注１の２
	【こども家庭庁長官が定める施設基準】 ≪参照≫（平成24年厚生労働省告示第269・4号の3、10号の3） 次のイ又はロのいずれかに該当すること。 イ　重症心身障害児を送迎する際には、運転手に加え、指定基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を１以上配置していること。 ロ　スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児を送迎する際には、運転手に加え、看護職員を１以上配置していること。（医療的ケアのうち、喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの送迎にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。）		
	＜留意事項通知　第二の２(1)⑭(二)、２(3)⑭＞ ○　医療的ケア児について、医療的ケアスコアの判定がされていない場合があるが、この場合においても特定行為が必要な障害児については対象として差し支えありません。 ○　重症心身障害児が医療的ケア児である場合については、医療的ケア児として本加算を算定するため、運転手に加えて看護職員を伴って送迎する必要があります。		
	（３）中重度医療的ケア児を送迎する場合 上記（１）を算定している事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に該当すると市長に届け出た事業所であって、送迎した障害児が中重度医療的ケア児（医療的ケアスコア１６点以上である障害児）の場合には、片道につき、８０単位を所定単位数に加算していますか。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の11注１の３ 第３の９注１の３
	こども家庭庁長官が定める施設基準】 ≪参照≫（平成24年厚生労働省告示第269・4号の4、10号の4） 第４号の３のロに該当すること。※（２）に記載		
	＜留意事項通知　第二の２(1)⑭(三)、２(3)⑭＞ ○　中重度医療的ケア児の医療濃度を踏まえた安全な送迎に必要な体制を確保してください。		
	（４）重症心身障害児又は医療的ケア児を送迎する場合 重症心身障害児の基本報酬を算定している場合に限る 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において、重症心身障害児又は中重度医療的ケア児である障害児に対して、送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算していますか。 ※次の（５）を算定しているときは、算定しません。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の11注２ 第３の９注２
	【こども家庭庁長官が定める施設基準】 ≪参照≫（平成24年厚生労働省告示第269・4号の5、10号の5） 第４号の３のイ又はロのいずれかに該当すること。 ※（２）に記載		

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
９８ 送迎加算 （続き） 児発 放デ	（５）中重度医療的ケア児を送迎する場合 重症心身障害児の基本報酬を算定している場合に限る 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において、中重度医療的ケア児である障害児に対して、送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める施設基準】 ≪参照≫（平成24年厚生労働省告示第269・4号の6、10号の6） 第4号の3のロに該当すること。※（２）に記載	いる いない 該当なし	告示別表 第1の11注3 第3の9注3
	（６）同一敷地内の他の事業所等との間の送迎の場合 送迎加算の算定については、事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の１００分の７０に相当する単位数を算定していますか。	いる いない 該当なし	告示別表 第1の11注4 第3の9注4
	＜留意事項通知　第二の2(1)⑭(六)、2(3)⑭＞ ○　重症心身障害児の基本報酬を算定している事業所以外において、重症心身障害児又は医療的ケア児を送迎する場合の加算がなされる場合には当該加算をした後の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数の１００分の７０となることに留意してください。		
９９ 延長支援 加算 児発 放デ	（１）障害児に対し延長支援を行う場合 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において、障害児に対して、個別支援計画に位置付けられた内容のサービス（児発サービスを行うのに要する標準的な時間が５時間のものに限る。放デサービスを行うのに要する標準的な時間が、授業の終了後にサービスを行う場合は３時間、休業日に行う場合は５時間のものに限る。）の提供前又は提供後に延長支援（別に個別支援計画に位置付けられた、実施に要する標準的な時間が１時間以上の支援）を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間に応じ、１日につき所定単位数を加算していますか。	いる いない 該当なし	告示別表 第1の12注1 第3の10注1
	【こども家庭庁長官が定める施設基準】 ≪参照≫（平成24年厚生労働省告示第269・4号の7、10号の7） 次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。 児発 イ　児童発達支援計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間が５時間である障害児を受け入れることとしていること。 ロ　運営規程に定められている営業時間が６時間以上であること。 放デ イ　放課後デイサービス計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間が、授業の終了後にサービスを行う場合は３時間、休業日にサービスを行う場合は５時間である障害児を受け入れることとしていること。 ロ　休業日にサービスを行う場合、運営規程に定められている当該日の営業時間が６時間以上であること。 共通 ハ　延長支援を行う時間帯に職員を２（当該時間帯に延長支援を行う障害児の数が１０を超える場合にあっては、２に、当該障害児の数が１０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数）以上配置していること。このうち、１以上は指定基準の規定により置くべき職員（児童発達支援管理責任者を含む。）を配置していること。		

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
９９ 延長支援加算 （続き） 児発 放デ	＜留意事項通知　第二の２(1)⑮(一)、第二の(3)⑮＞ ① 加算の算定に当たっては、障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由があり、あらかじめ保護者の同意を得た上で、延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を個別支援計画に位置付けて行うものです。 なお、個別支援計画に基づき延長支援を行う中で、延長支援時間の設定のない日に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にあっては、本加算の算定が可能ですが、この場合には、急な延長支援を必要とした理由及び延長支援時間について記録してください。また、急な延長支援を行う状況が継続する場合にあっては、速やかに個別支援計画の見直しを行ってください。 ② 延長支援時間は、１時間以上で設定してください。発達支援の利用時間の前後ともに延長支援を実施する場合においては、前後いずれも１時間以上の延長支援時間を設定してください。なお、延長支援時間には、送迎時間は含まれません。 ③ 加算する単位数の区分の判定に当たっては、実際に要した延長支援時間によることを基本とします。ただし、実際の延長支援時間が個別支援計画に定めた延長支援時間を超える場合にあっては、個別支援計画に定めた延長支援時間によるところとします。 ④ 障害児又は保護者の都合により実際の延長支援時間が１時間未満となった場合には、「（２）１時間未満の延長支援を行う場合」の単位数を算定することができます。この場合にあっても、３０分以上の延長支援が必要であることに留意してください。 ⑤ 延長支援時間における障害児の数が１０人以下の場合は、２人以上の従業者を配置してください。障害児の数が１０人を超える場合の職員の数については、２人に、障害児の数が１０人を超えて１０人又はその端数を増すごとに１人を加えた数以上の従業者を配置してください（例：障害児の数が２３人の場合、延長支援時間における従業者の数は４名）。このうち、１人以上は基準により配置することとされている従業者（児童発達管理責任者を含む）を配置してください。 ⑥ 医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合には、⑤の従業者の配置のうち看護職員（医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児の延長支援にあっては、認定特定行為業務従事者を含む）を１名以上配置してください。 ⑦ 障害児に提供した延長支援時間を記録してください。		
	（２）１時間未満の延長支援を行う場合 上記（１）を算定する事業所において、延長支援について、障害児又は保護者の都合により延長支援時間が３０分以上１時間未満となった場合には、それぞれの区分に応じた単位（６１単位若しくは１２８単位）を、１日につきそれぞれの所定単位数に加算していますか。 ※留意事項は（１）と共通です。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の12注２ 第３の10注２
	（３）主として重症心身障害児を通わせる事業所において重症心身障害児に対し延長支援を行う場合 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所等において、重症心身障害児に対して、個別支援計画に基づきサービスを行った場合に、当該サービスを受けた重症心身障害児に対し、当該サービスを行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算していますか。 主として重症心身障害児を通わせる事業所（センター型を除く）	いる いない 該当なし	告示別表 第１の12注３ 第３の10注３

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
９９ 延長支援加算 （続き） 児発 放デ	【こども家庭庁長官が定める施設基準】 ≪参照≫（平成 24 年厚生労働省告示第 269・5 号、11 号） 次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　運営規程に定められている営業時間が８時間以上であること。 ロ　８時間以上の営業時間の前後の時間において、サービスを行うこと。 ハ　延長支援を行う時間帯に職員を２（当該時間帯に延長支援を行う障害児の数が１０を超える場合にあっては、２に、当該障害児の数が１０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数）以上配置していること。このうち、１以上は基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者を含む。）を配置していること。 ＜留意事項通知　第二の２(1)⑮㈡、第二の(3)⑮＞ ○　「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれません。 ○　個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、サービス提供時間は８時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合は、本加算の対象となります。 ○　保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。 ○　その他、「（１）障害児に対し延長支援を行う場合」の留意事項⑤⑥と同様です。		
１００ 関係機関連携加算 児発 放デ	（１）関係機関連携加算 保育所等施設（障害児が日常的に通う保育所、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブなどの施設）又は児童相談所等関係機関（障害児の状況等によっては連携が必要となる児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関）との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、これらの施設又は関係機関と情報共有や連絡調整などを行った場合に、所定単位数を加算していますか。 ※放課後等デイサービスの場合は「保育所等施設」を「学校等施設」に読み替えてください。 イ　関係機関連携加算（Ⅰ） 保育所等施設との間で、個別支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合（１月に１回を限度） ロ　関係機関連携加算（Ⅱ） 保育所等施設との間で、障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催し、又は会議に参加し、情報共有及び連絡調整を行った場合（１月に１回を限度） ハ　関係機関連携加算（Ⅲ） 児童相談所等関係機関との間で、障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催し、又は会議に参加し、情報共有及び連絡調整を行った場合（１月に１回を限度） 多機能型事業所であって、同一の月に保育所等訪問支援の関係機関連携加算を算定しているときは、関係機関連携加算（Ⅲ）は算定できません。 ニ　関係機関連携加算（Ⅳ） 障害児が就学予定の小学校、特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは公官庁等との連携を図るため、連絡調整及び相談支援を行った場合（１回を限度）	（Ⅰ） （Ⅱ） （Ⅲ） （Ⅳ） いない 該当なし	告示別表 第１の 12 の２ 第３の 10 の２

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
１００ 関係機関 連携加算 （続き） 児発 放デ	＜留意事項通知　第二の２⑴⑮の２、第二の２⑶⑯＞ （一）関係機関連携加算（Ⅰ）を算定する場合 ア　あらかじめ保護者の同意を得た上で、障害児が日々通う保育所等施設との間で個別支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催してください。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、障害児が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮をしてください。 イ　会議の開催にとどまらず、保育所等施設との日常的な連絡調整に努めてください ウ　会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、個別支援計画に関係機関との連携の具体的な方法等を記載し、個別支援計画を作成又は見直しを行ってください。連携の具体的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえていることが保護者にわかるよう留意してください。 エ　会議又は連絡調整を行った場合は、その出席者、開催日時、内容の要旨及び個別支援計画に反映させるべき内容を記録してください。 （二）関係機関連携加算（Ⅱ）を算定する場合 ア　あらかじめ保護者の同意を得た上で、障害児が日々通う保育所等施設との間で、障害児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加し、情報共有及び連絡調整を行ってください。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。 イ　会議の開催にとどまらず、保育所等施設との日常的な連絡調整に努めてください ウ　会議又は連絡調整を行った場合は、その出席者、開催日時、内容の要旨を記録してください。 エ　会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、必要に応じて個別支援計画を見直すなど、関係機関と連携した支援の提供に努めてください。 （三）関係機関連携加算（Ⅲ）を算定する場合 ア　あらかじめ保護者の同意を得た上で、児童相談所等関係機関（児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関）との間で、障害児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加し、情報共有及び連絡調整を行ってください。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。 イ　会議の開催にとどまらず、児童相談所等関係機関との日常的な連絡調整に努めてください。 ウ　会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時、内容の要旨を記録してください。 エ　会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、必要に応じて個別支援計画を見直すなど、関係機関と連携した支援の提供を進めてください。 オ　個別サポート加算（Ⅱ）（要保護・要支援児童への支援の評価）を算定している場合には、同加算で求める児童相談所等との情報連携に対しては算定しません。 （四）関係機関連携加算（Ⅳ）を算定する場合 ア　障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学また就職の機会を捉えて評価するものです。 イ　就学時の加算とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の小学部に入学する際に連絡調整を行った算定できるものです。 ウ　就職時の加算とは、企業または官公庁等への就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるものですが、就職先が就労継続Ａ型及びＢ型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象となりません。 エ　障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先又は就職先に渡してください。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではありません。 オ　連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手ややり取りの内容について記録してください。 ○　加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）は、同一の月においていずれかのみ算定可能です。 ○　保育所等訪問支援との多機能事業所の場合、本加算（Ⅲ）と保育所等訪問支援の関係機関連携加算は同一の月においていずれかのみ算定可能です。 ○　加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれの場合においても、複数の通所支援事業所等で支援を受けている場合には、事業所間の連携についても留意するとともに、当該障害児が障害児相談支援事業を利用している場合には、連携に努めてください。なお、他の障害児通所支援事業所等との連携については加算の対象ではありません。		

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
１００ 関係機関連携加算 （続き） 保訪	（２）関係機関連携加算 指定保育所等訪問支援事業所において、訪問先の施設に加えて、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下「児童相談所等関係機関」）との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で障害児の心身の状況、生活環境その他の障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の訪問先の施設及び児童相談所等関係機関との連絡調整並びに必要な情報の共有を行った場合に、１月に１回を限度として、所定単位数を加算していますか。	いる いない 該当なし	告示別表 第５の１の８
	＜留意事項通知　第二の２⑸④の５＞ ○　あらかじめ保護者の同意を得た上で、児童相談所等関係機関との間で、障害児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加し、情報共有及び連絡調整を行ってください。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。 ○　会議の開催等にとどまらず、児童相談所等関係機関との日常的な連絡調整に努めてください。 ○　会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時及び内容の要旨を記録してください。 ○　会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、必要に応じて個別支援計画を見直すなど、児童相談所等関係機関と連携した支援の提供を進めてください。その際、訪問先施設を含めた連携の取組となるよう努めてください。 ○　児童発達支援又は放課後等デイサービスとの多機能型事業所の場合、合わせて月１回の算定を限度とします。また、加算対象児童が個別サポート加算（Ⅱ）（要保護・要支援児童への支援の評価）を算定している場合には、同加算で求める児童相談所等との情報連携に対しては算定しません。		
１０１ 事業所間連携加算 児発 放デ	事業所等において、障害児支援利用計画案を市に提出した保護者（セルフプラン作成保護者）に係る障害児が、複数の事業所においてサービスを受けている場合にあって、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき１回を限度として所定単位数を加算していますか。 イ　事業所間連携加算（Ⅰ） コア連携事業所である場合 ロ　事業所間連携加算（Ⅱ） コア連携事業所以外の事業所である場合	（Ⅰ） （Ⅱ） いない 該当なし	告示別表 第１の12の３ 第３の10の３
	【こども家庭庁長官が定める施設基準】 ≪参照≫（平24年厚生労働省告示第270・１号の13、８号の４の７） イ　事業所間連携加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑴　コア連携事業所（市町村から事業所間の連携を実施するよう依頼を受けている事業所）であること。 ⑵　コア連携事業所として、加算対象児にサービスを行っているコア連携事業所以外の事業所（その他事業所）との間で、加算対象児のサービスの実施状況、心身の状況、生活環境その他の加算対象児に係る情報及び加算対象児に係る複数の個別支援計画の共有並びに支援の連携を目的とした会議を開催し、当該会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、その他事業所、市町村及びセルフプラン作成保護者に対して共有すること。 ⑶　コア連携事業所として、市町村に対して、加算対象児に係る個別支援計画及びその他事業所が作成した個別支援計画を併せて共有すること。 ⑷　コア連携事業所として、セルフプラン作成保護者に対して、⑵に規定する会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点を踏まえた相談援助を行うこと。 ⑸　⑵に規定する会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、従業者に情報共有を行うとともに、必要に応じて加算対象児の個別支援計画を見直すこと。 ロ　事業所間連携加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑴　その他事業所としてコア連携事業所が開催する会議に参加すること。 ⑵　加算対象児に係る個別支援計画をコア連携事業所に共有すること。 ⑶　⑴に規定する会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、従業者に情報共有を行うとともに、必要に応じて加算対象児の個別支援計画を見直すこと。		

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
１０１ 事業所間連携加算 （続き） 児発 放デ	＜留意事項通知　第二の２⑴⑮の3㈡・㈢、第二の２⑶⑯の２＞ ○　事業所間連携加算は、障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する障害児について、事業所間で連携し、児童の状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に算定するものです。 ○　本加算は、セルフプランの場合に適切な支援のコーディネートを図るためのものであることから、障害児相談支援におけるモニタリングと同様の頻度（概ね６月に１回以上）で取組が行われることが望ましいです。また、コア連携事業所において、加算対象児の変化が著しい場合などの取組の頻度を高める必要があると判断された場合には、適切なタイミングで取組を実施してください。 ○　加算対象児が利用する事業所の全てが同一法人により運営される場合には、本加算は算定しません。この場合であっても、加算対象児の状況や支援に関する情報共有を行い、相互の支援において連携を図ることが求められます。 イ　事業所間連携加算（Ⅰ） ①　コア連携事業所として、あらかじめ保護者の同意を得た上で、加算対象児が利用する他の事業所等との間で、加算対象児係る支援の実施状況、心身の状況、生活環境等の情報及び個別支援計画の共有並びに支援の連携を目的とした会議を開催し、情報共有及び連携を図ってください。 　会議はテレビ電話装置等を活用した開催としても差し支えありません。また、会議は加算対象児が利用する全ての事業所が出席することを基本としますが、やむを得ず欠席が生じる場合にも、本加算の算定を可能とします。この場合にあっても、当該欠席する事業所と事前及び事後に加算対象児及び会議に関する情報共有及び連絡調整を行うよう努めてください。 ②　会議の内容及び整理された加算対象児の状況や支援に関する要点について、記録を行うとともに、他の事業所、市、保護者に共有してください。 ③　市に対しては、加算対象児に係る各事業所の個別支援計画を共有してください。また、障害児及び保護者の状況等を踏まえて、急ぎの障害児相談支援の利用の必要性の要否について報告してください。 ④　保護者に対して、③で整理された情報を踏まえた相談援助を行ってください。当該相談援助については、家庭連携加算の算定が可能です。 ⑤　③で整理された情報について事業所の従業者に情報共有し、当該情報を踏まえた支援を行うとともに、必要に応じて、個別支援計画を見直してください。 ロ　事業所間連携加算（Ⅱ） ①　コア連携事業所が開催する会議に参加し、必要な情報共有及び連携を行うとともに、個別支援計画をコア連携事業所に共有してください。 ②　やむを得ず出席できない場合であって、会議の前後に個別にコア連携事業所と情報共有等を行い連携を図るとともに、個別支援計画の共有を行った場合には本加算の算定を可能とします。 ③　加算（Ⅰ）の③でコア連携事業所により整理・共有された情報について、事業所の従業者に情報共有を行い、当該情報を踏まえた支援を行うとともに、必要に応じて個別支援計画を見直してください。		
１０２ 保育・教育等移行支援加算 児発 放デ	（１）退所前に保育・教育等移行支援を行った場合 　事業所の従業者が、障害児が移行先施設（当該事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、保育・教育等移行支援（移行先施設に訪問して退所後の生活に関する助言援助等）を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して６月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、２回を限度として所定単位数を加算していますか。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の12の４注１ 第３の10の４注１
	＜留意事項通知　第二の２⑴⑮の4㈠、第二の２⑶⑰＞ ○　退所前６月以内に、移行先施設との間で、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言援助等（保育・教育等移行支援）を行ってください。 ○　退所前の保育・教育等移行支援については、移行先施設との間で、こどもや家族の状況や課題の共有を行うとともに、会議においては、移行に向けて必要な取組等の共有や連絡調整などを行ってください。また、助言援助においては、必要な環境調整や支援方法の伝達などを行ってください。 ○　保育・教育等移行支援については、障害児及び家族の意向や課題を把握し、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて計画的に実施してください。		

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
１０２ 保育・教育等移行支援加算 （続き） 児発 放デ	（２）退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合 移行先施設に通うこととなった障害児に対して、退所後３０日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の２(1)⑮の 4(二)、第二の２(3)⑰＞ ○　相談援助においては、障害児又はその家族等に対して、移行後の生活における課題等に関して相談援助を行ってください。	いる いない 該当なし	告示別表 第１の 12 の４注２ 第３の 10 の４注２
	（３）退所後に移行先施設に訪問して助言援助を行った場合 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後３０日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、１回を限度として所定単位数を加算していますか。 ＜留意事項通知　第二の２(1)⑮の 4(三)、第二の２(3)⑰＞ ○　助言援助においては、移行先施設に対して、移行後の生活における課題等に関して相談援助を行ってください。 ＜留意事項通知　第二の２(1)⑮の 4(四)・(五)・(六)、第二の２(3)⑰＞ ○　保育・教育等移行支援、相談援助及び助言援助を行った場合は、当該支援又は援助を行った日及びその内容の要点に関する記録をしてください。 ○　退所前の保育・教育等移行支援については退所日に、また、退所後の援助については実施日（訪問日）に算定してください。 ○　次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、算定できません。 ア　退所して病院又は診療所へ入院する場合 イ　退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合 ウ　学校教育法第１条に規定する学校（幼稚園を除く。）へ入学する場合 エ　死亡退所の場合	いる いない 該当なし	告示別表 第１の 12 の４注３ 第３の 10 の４注３
１０３ 福祉・介護職員等処遇改善加算 （Ⅰ）イ・ （Ⅰ）ロ・ （Ⅱ）イ・ （Ⅱ）ロ・ （Ⅲ）・（Ⅳ） 共通 令和８年６月以降	別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、障害児に対し、サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算していますか。 児発 イ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ　59 から 102 までにより算定した単位数の 1000 分の 152 に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ　59 から 102 までにより算定した単位数の 1000 分の 158 に相当する単位数 ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ　59 から 102 までにより算定した単位数の 1000 分の 149 に相当する単位数 ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ　59 から 102 までにより算定した単位数の 1000 分の 155 に相当する単位数 ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）　59 から 102 までにより算定した単位数の 1000 分の 139 に相当する単位数 ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）　59 から 102 までにより算定した単位数の 1000 分の 117 に相当する単位数 放デ イ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ　59 から 102 まで	（Ⅰ）イ （Ⅰ）ロ （Ⅱ）イ （Ⅱ）ロ （Ⅲ） （Ⅳ） いない 該当なし	告示別表 第１の 13 第３の 11 第４の４ 第５の３

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
１０３ 福祉・介護職員等処遇改善加算 （Ⅰ）イ・ （Ⅰ）ロ・ （Ⅱ）イ・ （Ⅱ）ロ・ （Ⅲ）・（Ⅳ） （続き） 共通 令和８年 ６月以降	により算定した単位数の 1000 分の 155 に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ　59 から 102 まで により算定した単位数の 1000 分の 161 に相当する単位数 ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ　59 から 102 まで により算定した単位数の 1000 分の 152 に相当する単位数 ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ　59 から 102 まで により算定した単位数の 1000 分の 158 に相当する単位数 ホ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）　59 から 102 までにより算定した単位数の 1000 分の 142 に相当する単位数 ヘ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）　59 から 102 までにより算定した単位数の 1000 分の 119 に相当する単位数 居訪・保訪 イ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ　59 から 102 まで により算定した単位数の 1000 分の 150 に相当する単位数 ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ　59 から 102 まで により算定した単位数の 1000 分の 156 に相当する単位数 ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）　59 から 102 までにより算定した単位数の 1000 分の 139 に相当する単位数 ニ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）　59 から 102 までにより算定した単位数の 1000 分の 117 に相当する単位数		

【こども家庭庁長官が定める基準】

≪参照≫（平 24 厚労告 270・第 2 号）

(1)　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

①　福祉・介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ア　当該事業所が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の 2 分の 1 以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

イ　介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額 460 万円以上であること。ただし、②の福祉・介護職員等処遇改善計画書に基づく取組数が一定以上の場合はこの限りでないこと。

②　当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。

③　福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

④　当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所等の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。

⑤　算定日が属する月の前12月間において、労働基準法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

⑥　当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

⑦　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ア　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

イ　アの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。

◆　障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
１０３ 福祉・介護職員等処遇改善加算 （Ⅰ）イ・ （Ⅰ）ロ・ （Ⅱ）イ・ （Ⅱ）ロ・ （Ⅲ）・（Ⅳ） （続き） 共通 令和８年６月以降	ウ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 エ　ウについて、全ての職員に周知していること。 オ　福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 カ　オの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。 ⑧　②の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 ⑨　⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 ⑩　児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを届け出ていること。 ⑵　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ①　⑴の①から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ②　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア　⑴の②の福祉・介護職員等処遇改善計画書に基づき、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。 イ　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 128 条第１号イに規定する社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）に所属していること。 ③　当該事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロを算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 ⑶　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ ⑴の①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ⑷　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ①　⑴の①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ②　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ア　⑴の②の福祉・介護職員等処遇改善計画書に基づき、情報端末の導入等の生産性向上に係る取組を行っていること。 イ　社会福祉連携推進法人に所属していること。 ③　当該事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロを算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 ⑸　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） ⑴の①のア及び②から⑧までに掲げる基準に適合すること。 ⑹　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） ⑴の①のア、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。		

＜留意事項通知　第二の２⑴⑯、⑶⑱、⑷⑤、⑸⑥＞

○　令和８年度の福祉・介護職員等処遇改善加算の内容については、「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和８年度分）」（令和８年３月 31 日付け障障発 0331 第１号、こ支障第 78 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知））を参照してください。